

令和元年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月6日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
大 谷 純 一 君	15
小 林 正 明 君	24
酒 卷 広 明 君	32
橋 本 和 之 君	40
川 田 延 明 君	49
襟 川 仁 志 君	55
大 澤 成 樹 君	58
○次会日程の報告	65
○散会の宣告	66
散 会 (午後 3時12分)	66
第4日 12月9日(月曜日)	
○議事日程	67
○出席議員	67
○欠席議員	67

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	67
○職務のため出席した者の職氏名	68
開 議 （午前 9時00分）	69
○開議の宣告	69
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
○同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
○次会日程の報告	89
○散会の宣告	90
散 会 （午前10時36分）	90

第 8 日 12月13日（金曜日）

○議事日程	91
○出席議員	91
○欠席議員	91
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
○職務のため出席した者の職氏名	92
開 議 （午前 9時00分）	93
○開議の宣告	93
○議員派遣の件	93
○閉会中の継続調査の申し出	93
○日程の追加	93
○委員長報告	93
○日程の追加	95
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○町長挨拶	97
○閉会の宣告	98

閉 会 (午前 9時29分) 99

令和元年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月2日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和元年12月6日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	大 澤	成 樹	君	2 番	酒 卷	広 明	君
3 番	橋 本	和 之	君	4 番	大 谷	純 一	君
5 番	森	雅 哉	君	6 番	川 田	延 明	君
7 番	襟 川	仁 志	君	8 番	小 林	正 明	君
9 番	柿 沼	英 己	君	1 0 番	細 田	芳 雄	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	高 橋	祐 二	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和元年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年12月6日（金）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	襟川仁志君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	高橋祐二君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	石橋俊昭君
財務課長	柿沼孝明君
住民福祉課長	森茂人君
健康子ども課長	茂木久史君
環境下水道課長	栗原弘明君
経農事 済業務 課務局 長員兼 会会長	坂部三男君

都市整備課長	荻野俊行君
会計管理課長 兼 会計課長	高田充之君
教育委員会 教務局長	宗川正樹君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井稔
書記	荒井美香
書記	久保田新一

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（高橋祐二君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の規約変更1件、条例制定1件、条例改正1件、補正予算5件、同意1件であります。

請願については、お手元の請願文書表のとおり、総務産業常任委員会に1件を付託いたしました。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、3件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和元年度7月分、8月分、9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

また、去る11月26日に教育委員会から千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

8番 小 林 議員

9番 柿 沼 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（高橋祐二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から13日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（高橋祐二君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、5番、森議員の登壇を許可いたします。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号5番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

令和元年10月12日、台風19号が日本に上陸し、各地に甚大な被害をもたらしました。そして、台風としては初めての特定非常災害と指定され、本町でもレベル5という過去最高の警戒レベルとなりました。災害には水害、地震、火災などがあり、それぞれ対応のやり方に違う点もありますが、防災という点で共通した事前準備もできるとお思いますので、幾つか質問させていただきます。

最初の質問です。飲み水の確保について、幾つか関連した質問をさせていただきます。災害が発生したときには、72時間は助けが来ないと考えたほうがよいという話があります。その根拠についてはわかりませんが、多くの方々が言っていますので、経験的にそのような心構えが必要なのだと思います。また、場合によっては、72時間を超えて救助が来ない場合も考えられます。

そのようなことを踏まえると、水の確保ということが大切になってきます。水がないと生きていきませんので、防災という観点から水の確保について質問させていただきます。町の公民館や集会所に井戸を掘ってほしいという声があります。いざというときに人が集まる場所で、避難所としてもわかりやすいため、そこで飲み水やトイレを流す水を確保できるようにしておくのが安心です。地震災害や大規模な火災などで送電線に被害が出て電気がとまった場合、飲み水の確保ができなくなります。電気でもみ上げるポンプではなく、手動でもみ上げることができるような井戸を設置することについてはどのようにお考えでしょうか。実際に設置した場合には、いつでも使えるように定期点検を行ったり、水質検査をするなど手間や費用がかかるとおと思いますが、それを含めてご回答いただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。質問にお答えいたします。

公民館や集会所に井戸を掘ってほしいという声があるというお話ですが、今現段階では、その予定

はございません。と申しますのは、広報11月号に町内でご家庭や事業所などに設置してある井戸を大規模災害時の断水時に活用させてもらえるよう協力をお願いしているところであり、住民に協力していただけることは、できるだけ協力していただき、行政でなければできないところを重点的に取り組み、災害に備えていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。住民に協力をお願いして、行政にしかできないことをやっていくということで、次の質問は、その関連なのですけれども、11月の「広報ちよだ」に「災害対策用井戸にご協力を」ということで、井戸をお持ちの方への情報提供の記事がありました。また、先日行われた地区懇談会でも町長のほうから皆さんに呼びかけをされていました。町内の井戸を活用するというアイデアは、とてもよい考えだと思います。その評判や申請状況などについて、まだ募集してから時間もたっていないのですが、現在の状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 災害が大きければ大きいほど行政も初動対応が遅れがちであります。先ほどの質問でもお話ししましたが、このような大規模災害時には、行政、住民一体となって災害に取り組めるよう、広報11月号に断水時の水源確保に協力いただけるよう掲載をさせていただきました。

応募状況であります。11月末時点で16件の応募がありました。また、先月の地区懇談会においてもPRをさせていただきました。引き続き協力いただけるよう周知を図りたいと思っております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。16件というのは、まだこの短い期間の中で、かなり多いと思います。呼びかけとか、それに応えてくださった方々も、いい感じで進んでいるのではないかと思います。

次の質問なのですけれども、ろ過器という装置は、皆さんご存じだと思いますが、大きなものは数百万円と高額ですが、飲み水をつくることができます。千代田町は、利根川という豊かな水の資源があります。この水について、権利関係やいろいろな問題もあるとは思いますが、いざというときに、それらの水を飲み水として使えるようにろ過器を準備しておくことはいかがでしょうか。防火水槽の水は火災に備えて使わないほうがよいかもしれませんが、いざというときの可能性としては、それも考慮しながら備えておくのもよいと思います。本町では、既にろ過器があるという話も聞いたことがあります。もし存在するのであれば、その活用についてなども含めて高橋町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ろ過器という質問ですが、避難所にろ過器を用意するというものですが、千

代田町ではろ過器を1台所有しております。このろ過器ですが、これ以上増設する予定は、今現段階ではございません。

なぜ増設しないかといいますと、避難場所に水を持っていく作業が発生します。そのほか、水を入れる器も必要となります。これらを準備するだけでも相当な費用やスペース、労力を要するからであります。

現在、ろ過器は、KAKI NUMAアクア（温水プール）に保管しており、1時間に2トンの飲料水を精製することができます。断水時には、温水プールの水を飲み水にする予定で考えており、さらには群馬東部水道企業団の町内にある、各浄水場4カ所の貯水槽からろ過された水をじかに供給することも考えております。

また、水は備蓄品として毎年購入をしており、避難所を中心とした6カ所に分散して保管しております。このほか、町民の皆さんに各自で自分たちの分の食料を備蓄するよう継続して啓発を行っております。

更に、飲料水提供に関する協定をサントリーフーズ株式会社、ダイドードリンコ株式会社、株式会社伊藤園の3社と締結しているほか、応急物資生活供給に関する協定を生活協同組合コープぐんま、株式会社ジョイフル本田千代田店の2社と締結しております。基本は、万が一に備え、住民各自で最低でも発災後3日分の水や食料等の備蓄品を準備しておいていただくのですが、町としても二重、三重に対応はとらせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。総合的に考えて、対策はかなりされているということですので、ろ過器のほう、増設の必要はないということで、十分に対応できる状況ではあると思います。

次の質問なのですが、大規模な形で、大規模というか、いろいろと対策はされていると思うのですが、その飲み水に関して、最近では携帯用のろ過器というものがあります。ペットボトルに川の水などを入れて、小さな装置でろ過をするのですが、大体3,000円から4,000円ぐらいで販売されています。それらについて、例えば各家庭に備えとして置いておいたほうがよいという周知活動をしたり、場合によっては、補助金などを活用してでも準備してもらおうということはいかがでしょうか。台風の場合には、あらかじめ水を買って準備する人もいると思いますが、地震や火災など、急な災害の場合には水の準備ができません。ペットボトルの水は賞味期限などがありますが、携帯用のろ過器を準備しておくこともよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 携帯用のろ過器の推奨や補助金についてですが、現段階では考えていないのですが、近隣等の状況も踏まえた中で、また検討していきたいと、こう考えております。先ほ

ど述べたとおりとなりますが、町でろ過器の所有、飲料水の備蓄、住民への備蓄の啓発、災害協定により優先的な供給、さらには前提として、町から救助品の要請をしなくても国から取り急ぎ届けてくれるプッシュ型支援があるからです。町民の皆様には、救助品が届くまでの最低3日間分の水や食料を備えていただくよう継続して啓発してまいります。

また、今から7年ぐらい前か、8年ぐらい前だったと思うのですがけれども、当時の議員さんと、消防議員だったと思うのですが、たしか北陸のほうに視察に行ったとき、どこかの町で防火水槽に、万が一災害があったときには、そこに飲料水として使えるように備えてあるという状況も伺っております。この館林消防管内においては1カ所、館林市に設置してあるのかなと思うのです。当時金額を聞いたところ、莫大な金額がかかるということで、館林管内では1カ所設置してあるのかなと思うのですが、その辺も踏まえた中で、財政状況と相談した中で、その辺も含めた中で、今後検討していければと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。いろいろな手段の中で検討していただければと思います。

それと、次の質問なのですが、先ほど備蓄の話がありまして、先日議会で、視察研修で神戸の防災センターに行ったときに備蓄品についてのお話を聞いてきました。食料や水など備蓄しているそうで、千代田町でも、そのように考えていただいているということなのですが、ずっと置いておくわけにいかないの、入れかえながら備蓄をしているという話を聞きました。千代田町でもいろいろなイベントや会議などで、お茶など出していただくのですが、そういう配布するものについて、備蓄しているものと入れかえながら出していくということについてのお考えをお聞きしたいと思います。賞味期限が切れてしまうような場合もあると思うのですが、その辺ちょっと町の方に事前に言っておけば、防災意識の高まりにもつながるのではないかと考えるのですが、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） お茶や水のストックを役場に置き、行事などで使うときに入れかえればという提案ですが、現在多くの備蓄水は、2リットルのものを準備しております。これは限られた予算の中で、できる限り多くの備蓄水を所持し、各家庭単位に配布できるように、この大きさのものを備蓄しております。消費期限が近づいてまいりますと、既に町の行事等で使用し、使い切らない場合はイベント等で配布をしまして、町民に還元しております。町としては、以前より、このような形で無駄を出さないように対応しているところであります。

また、昨今の災害を見ますと、被害が激甚化しておりますので、可能な範囲で地区でも備蓄をしていただくよう声かけをしたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。既にそのようにされているということで、安心しました。ありがとうございます。

次の質問です。燃料の備蓄など企業向けに防災やBCP（事業継続計画）の関連の補助金や助成金があります。具体的には、例えば災害時に備えた社会的な重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（小規模小売店舗自家用発電設備等利用促進対策事業）というものがありません。11月29日に公募は終了していますが、コンビニエンスストアやスーパー等の全国で1万店舗以上の店舗がその対象で、自家発電設備、燃料タンク等の設備に補助率2分の1以内、上限2,500万円というものがありません。町内のお店で自家発電ができるようになっていっていると安心感が生まれます。

群馬県では、中小企業パワーアップ資金の中に事業承継や耐震改修支援など、防災の観点からも活用できるような支援制度があります。ただ、そのような情報は、それぞれの企業が単独で調べるのは大変です。それなので、商工会と連携するなどして、それらの情報を積極的にお知らせしたり、あるいは補助金がなくても自主的に設備をしていただくように促すことの活動をすることで、千代田町が全体として災害に強くなっていくと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 風水害や地震など、いつ発生するかわからない災害に対しまして、平時から備えることは個人や事業所を問わずとても重要なことと考えております。防災関連の補助制度であります。国では防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策としまして、重要インフラ等の機能維持のため、中小企業やコンビニ、スーパーなどの店舗を対象に自家発電設備や燃料備蓄に対する補助制度を設けるとともに、群馬県では、先ほど議員が述べられたように中小企業パワーアップ資金として工場や事務所などの耐震改修に伴う融資制度を設けております。

県の融資制度につきましては、群馬県で融資を取りまとめた冊子を作成し、販売しております。年度当初に商工会で購入し、各事業所へ配布しまして、活用のための周知を行っているところであります。国においても多様な制度を創設しておりますので、今後こういった情報をいち早くキャッチし、商工会と連携して事業者にお知らせするとともに、防災に関する啓発をしていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。千代田町の各家庭、役場、そして事業所などで防災対策をして強い千代田町というものを目指していければと思います。

次の質問です。先日の台風19号のときには、役場の職員の方々が町のために一生懸命にいろいろと活動されました。本当にありがたいことで、感謝しております。聞くところによりますと、27時間ぐらいいびり活動されていたということで、高橋町長もその件について懸念をされておりました。自衛隊

の方が交代で休憩しているのを見習って、今後はそれについても検討していくというお話がありました。大変よいことだと思います。そして、そのときに問題となることの一つに人手不足ということが挙げられると思います。

そこで、緊急時に町の役場などに集合できるボランティアの方を募集するのはいかがでしょうか。災害時に何かしたいという人もいますし、避難所に来たときにも、何か手伝いたいという方もいらっしゃるかもしれません。あらかじめ緊急時のボランティアについても運用について検討しておけば、いざというときに助かると思います。冒頭にもお話をさせていただきましたが、もし72時間の間に助けが来ないとすると、町長や役場職員の方々が仮眠できる体制をつくっておく必要があると思います。その対応の一つとして、ボランティアの方々に協力をお願いしていくということについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 非常にありがたい質問であります。緊急用ボランティアの活用についてですが、森議員がおっしゃったとおり10月12日から13日にかけて対応した台風19号では、職員は夜通し約27時間体制で災害対応を行うこととなりました。町内で被害が出てしまったものの、避難所設置の長期化までにはいかに済みましたが、職員の勤務体制等さまざまな課題が出てまいりました。

このような状況の中、ボランティアが必要な災害となると、今回同様、同等、またそれ以上の規模の災害が見込まれます。そうしますと、災害対応が命がけになる可能性が高くなると思います。一般のボランティアの方に命がけの対応をしていただくことは、万が一何かあった場合に責任を負うことが難しくなろうかと考えております。ボランティアの活動は厳しいものと考えておりますが、なお議員の皆様にも先般の19号において災害対策会議を設置したところと思いますが、行政と議会でも課題を出し合いながら、今後開かれる、最終日の全協で議論を深めていきたいと、こう考えております。

また、ボランティアにおいては、災害が落ちついてからのボランティアの活用は、今後検討していきたいと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。いろいろなことを想定しながら、今後のことを、また話し合って決めていければと思います。

次は、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、大まかに言えばインターネットを使ったコミュニケーションですが、その活用についてです。台風19号のときには、私はツイッターを見ていました。メールですと、届いているのかがどうかが心配になって、最新情報が来ているのかが気になるのですが、ツイッターやフェイスブックなどのSNSですと、最新情報については、再読み込みをすればわかります。パソコンやスマホを持っていない方への情報発信については別に考える必要がありますが、今後のSNSへの取り組みについて質問させていただきます。

災害のときに、今まで使ったことがない人が急にパソコンやスマホを使おうとしても準備ができない場合があると思います。そこで、ふだんからなれ親しむためにも、日ごろから興味深いコンテンツを発信しておくことがよいと思います。本町では、ツイッターのアカウントを開設し、フェイスブックもあります。また、ユーチューブのチャンネルもあります。群馬県では、山本一太知事も情報発信に力を入れていくということですので、本町でも同様に力を入れていくことについてはいかがでしょうか。例えば各課局からのお知らせを「広報ちよだ」の記事のような盛りだくさんの内容で出したり、テレビに千代田町が取り上げられるときにお知らせをするのもよいと思います。

それと、先日の産業祭では、雨天決行のお知らせを午前6時にツイッターで配信していただき、大変に助かりました。また、先日は議会報告会の案内もしていただき、とてもうれしく思いました。感謝しております。そのように議会での活動も発信していただければと思いますし、町外から千代田町に視察研修にいらしていただいた、ほかのまちの議会議員の方々の紹介なども先方の許可をいただければ発信していくのはよいことだと思います。他の市町村の方々も自分の記事がSNSに掲載されると思えば見ていただけますので、千代田町の知名度も上がっていくと思います。移住定住の促進につながる我也想えます。

そして、そのようにみんなにもっと見ていただくためにも、単にお知らせだけでなく、町民にどんどん登場していただくのもよいと思います。また、高橋町長が、例えば国会議員の方などにお会いしたときに一緒に写真を撮ったり、国や県に陳情に行ったり、近隣の市長や町長、各企業の代表者との打ち合わせのときなどに一緒に写真を撮るのもよいと思いますし、山本一太知事と一緒に写真を撮って、お互いに情報発信することなども考えられると思います。おもてなしマラソンなどの準備の様子を定期的につぶやいたりすると、当日応援に来てくださる町民も増える可能性がありますし、町外からの参加者も増えるかもしれません。そういうSNSのプロジェクトを立ち上げて、本格的に取り組んでいくということを考えていただければと思うのですけれども、防災の観点から考えて、いざというときの準備として、SNSの普段からの活性化が必要だというのが、今回の私の質問の一番の趣旨なのですけれども、このように今よりも、更にSNSを活性化していくという点を含めてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、本町におけるSNSの発信についての現状についてですが、代表的な3つのツールにより情報発信を行っております。平成28年6月にフェイスブックに千代田町みどりちゃんチャンネルを開設したのが、本町におけるSNSの発信の始まりとなります。平成30年6月にユーチューブにみどりちゃんチャンネル（群馬県千代田町公式）を開設しております。まだまだ登録者数は少ないかなという認識でおります。令和元年7月に公式ツイッターアカウントを作成し、投稿を開始しております。これまでフェイスブックでしか公開できなかったケーブルテレビの番組、みどり

ちゃんチャンネルですが、館林ケーブルテレビの協力により、ユーチューブでも公開が可能となりました。

ユーチューブでは、町の紹介動画についても職員が作成した町の行事映像を公開しているほか、職員が作成した町の紹介動画についても年明けの公開に向けて作業を進めております。また、今年の拡散性の期待が最も高いものと言われておりますので、町のイベントやお知らせについても情報発信ツールとして活用していければと考えております。これまでも答弁してきたところではありますが、SNSについては、それぞれ特徴があり、世代により使用しているものが異なる傾向にあることから、どの世代に見せたいのか、どの情報発信を行っていききたいのかを今後も検討していきたいと考えております。

森議員のおっしゃるとおり、普段からSNSに慣れ親しんでいただき、災害などのいざというときに積極的に利用できるように平常時の情報発信を積極的に行い、フォロワー数やチャンネル登録数を増やしていきたいと考えております。

先ほど山本知事のお話も出ましたが、私も町村会の懇談会の席で、山本知事に幾つか質問した中に、現地に足を運んでということをおっしゃっていただきましたが、なかなかそうしますと、職員の方が一緒に知事と来るという状況も踏まえていきますと、知事のほうは最上階にテレビ、1億円をかけて、これからそこから発信していくということで、我々もこれから町としても、テレビ会議等々を県とやりとりできるように、これからもその辺を含めた中で検討していききたいと、こう考えております。

また、SNSをやらない方への対応としては、緊急エリアメールの発信についても、早目、早目の情報発信をしていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

○5番（森 雅哉君） ありがとうございます。今後のSNSの活用について、大いに期待しております。

次の質問は、利根川のライブカメラについてです。台風19号のとき、水位を気にする方が結構いらっしやいました。そこで、渡船場のあたりにライブカメラを取りつけることについて提案をさせていただきます。台風の中では情報がとても気になります。現在の状況がどのようなものかを知りたいと思います。ライブカメラについては、ただ単にカメラを設置するだけであれば、渡船場のあたりには電気も来ていますので、安くやろうと思えば可能です。きちんとしたものを設置するのであれば、数十万円から数百万円ぐらいになるかもしれませんが、ただ、簡易型で試しにやってみるだけでしたら、映りはよくないかもしれませんが、機材や通信費を入れても年額で二、三万円以内で設置できるのではないかと思います。

先ほどのSNSの話と重なる部分もあるのですが、普段から利根川の景色を見ることができるようになると、広く町外の方々に見ていただけたらと思います。利根川というのは、日本の中でも有名な川だと思いますので、興味を持って見ていただけたらと思います。ジェットスキーをやっている友人から

は、利根川はどういう状況だと聞かれて、写真を撮って送ったりするのですが、そういうふうにはジェットスキーをやるか迷っている方も、そういうのを見ていただければ参考になるのではないかと思います。ジェットスキーをやっている人たちを映すことについては、プライバシーの問題もあるかもしれませんが、ライフジャケットなしで運転する事故を防いだり、無免許運転を防ぐこともできると思います。

今回は、そのようなこともあるのですが、ふだんの大雨のときなどにも、これぐらい降ったら、これぐらいの水の量ということを知ることがもできますし、台風などの災害発生の危険があるときに自分でチェックすることができる手段の一つにもなりますので、ぜひライブカメラを検討していただければと思います。

水位、水の量については、利根大堰のあたりを見せたほうが、水の水位を確認しやすいと思うのですが、設置場所はともかく、ライブカメラの設置についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本町は、利根川に面しているため、古来たび重なる利根川の洪水や氾濫に見舞われ、大きな被害を受けてきた事実があります。過去には、利根川の堤防や周辺環境を大改修したことがあったと伝え聞いております。そのような状況下にあるため、本町にとりまして、台風等の影響により利根川の増水、堤防の決壊については、最も警戒しなければならない災害の一つであるといえます。今年も多くの台風が発生しました。台風19号が上陸した際、本町では初となる警戒レベル5が発令され、危険な状況が目の前に迫り、町民の皆様には命を守るための行動をとっていただくよう前例のない対応が求められました。

私は、町政をお預かりしている立場として、避難勧告や避難指示を出すタイミングは非常に難しいことであると実感をしております。正確な情報を町民の皆さんにお伝えする責務があります。また、多様化する自然災害に対しましても住民の生命、財産を守ることは、職員一人一人に課せられた職務であると考えております。そのため、全職員を招集し、災害状況の把握に努めるとともに、避難所を開設して、早目、早目の緊急エリアメールを発信させていただき、町民の安全安心の確保を最優先に考えました。

災害が予想された場合、気象庁発表の気象予報を基本に、情報収集活動を行うとともに、国土交通省利根川上流河川事務所長などとのホットラインや气象台、土木事務所、県渡良瀬事務所、各ダムの事務所、さらには水資源、近隣の自治体等々からの情報提供を総合的に精査をいたしまして、今後の災害想定と対応策を検討するわけではありますが、今回の台風では、国土交通省のホームページから川の水位情報と川を映し出しているライブカメラの映像も常時確認しておりました。

夜間ではありましたが、利根川の水位をリアルタイムで確認するためには、ライブ映像が有効であ

ります。その重要性を痛感いたしました。もちろん、赤岩渡船の船頭を初め職員を数名配置しまして、常時利根川の水位状況の把握に努めました。職員の身の安全を確保する観点からは、職員の配置を検証する必要があると思っております。そのため、利根川を映し出すライブカメラの必要性を強く認識するとともに、水災害を検証するためには、記録映像を残す必要があることも実感いたしました。

また、議員がおっしゃるとおり、にぎわいのある利根川を実現するためには、赤岩渡船場周辺にお越しいただく皆様の利便性を鑑み、ライブカメラを設置した場合、幅広い用途が期待できます。しかしながら、構造物の設置においては、河川敷及び堤防天端等にはさまざまな規制があり、占用許可も必要な場合があります。これらのことから、あくまでも災害対応という観点で利根川を管理している国土交通省を初め群馬県に対しても利根川と渡船小屋を映し出すライブカメラの設置を強く要望してまいります。

なお、地元選出の県議が、県議会の一般質問において台風時に越水しました、新谷田川沿線へのカメラの設置について質問すると伺いましたので、そちらの件も期待したいと思います。

なお、観光という観点からも、利根川河川敷の清掃も幾つかの団体、さらには行政の職員等々清掃を行い、国交省に対しましては、台風19号以後に残ったごみについては、大方台風前と同じような状況になるように交渉しております。その結果、災害時前にやや戻りつつありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

森議員に申し上げます。残り時間3分を切りましたので、まとめに入ってください。

○5番（森 雅哉君） わかりました。ライブカメラの必要性について、高橋町長も非常によく考えていただいて、今後国交省とか、そういういろいろなものを考えながらやっていただければと思います。

あと1問あったのですけれども、時間がないので、また別の機会にお話をさせていただければと思います。今日は、これで一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で5番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、大谷議員の登壇を許可いたします。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 4番、大谷でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

森住民福祉課長ですが、来年を3月をもちましてご定年されます。町の住民福祉向上にご尽力されましたことに敬意を払いたいと思います。そこで、森住民福祉課長と私との最後の一般質問になろうかと思いますが、よろしく申し上げます。

高橋町長は、よく政治は治めることとおっしゃっています。私もそのとおりだと思います。私は、

政治の役割は利益の再分配だと思っています。所得の高い人から税金をお預かりし、そうでない人に税金で手だてをする、富める人とそうでない人の偏差を是正する。必要な住民福祉にプライオリティーをつけて、手だて、支援をする、それが政治だと考えております。

そこで、公平な住民福祉のためにということで考えますと、おやっと思えることが幾つかあります。まず、ひとり親家庭等の児童の入進学及び就職支度金支給に係る制度であります。この制度は、受給資格要件というものがあまして、1、義務教育終了前の児童を扶養し、かつ、同居していること。

(注) 父母のいない児童で扶養義務者が同居できない事情のある家庭の場合は児童本人に支給する。
2、千代田町に住所を有することとあります。つまり、本町に住所があって、中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭の場合は支給されますよということとあります。

次に、支度金の額ですが、幼稚園に入園するとき、1人につき5,000円、小学校に入学するとき、1人につき8,000円、中学校に入学するとき、1人につき1万円、高等学校に入学するとき、1人につき1万5,000円、中学校を卒業し、進学しないで就職するとき、1人につき2万円とあります。この制度に対し、年間幾らぐらいの費用を要しているのか。また答弁可能であれば、受給者の数が何人いるのか、住民福祉課長の答弁を求めます。

○議長(高橋祐二君) 森住民福祉課長。

○住民福祉課長(森 茂人君) それでは、大谷議員のご質問にお答えいたします。

ひとり親家庭等の児童生徒の新入学及び就職支度金、これにつきましては、学校への進学及び就職時に、その準備の一助として一時的なものですけれども、補助金を支給しているものでございます。支給に係る年間金額なのですけれども、直近ですと、平成30年度ということになりますけれども、36件に支給しまして、総額で42万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長(高橋祐二君) 4番、大谷議員。

○4番(大谷純一君) 今42万6,000円、36件との住民福祉課長の答弁がありました。現在の受給要件では、幼稚園入園とあります。

1つ目の質問は、保育園入園では支給の対象ではないのでしょうか。そして、現在では、本町は保育園と幼稚園が統合して、こども園として存在していますが、どう運用なさるおつもりですか。また、条文の改正が必要かと思いますが、いかがでしょうか。住民福祉課長にお尋ねします。

また、関連質問ですが、中学校を卒業し、進学しないで就職するときとありますが、ここ3年、5年でも結構ですが、そういう児童はいらっしゃるのか、教育委員会事務局長にもお尋ねしたいと思います。

○議長(高橋祐二君) 森住民福祉課長。

○住民福祉課長(森 茂人君) それでは、質問にお答えいたします。

幼稚園というのは、学校法に基づくもので、ご存じのとおり去年までは、昨年度までは幼稚園、保

育園は別々にございました。その中での考え方なのですけれども、小学校に上がるぐらいの、いろいろなかばん、バッグだったり、園児服であったり、そういうものもありますけれども、幼稚園の場合は定額の授業料という部分がございます。保育園は、基本的には、本来子供を預かるためのものでありまして、所得により、低所得の方は場合によってはゼロ円というような預かりになります。

そういう観点から所得に関係なく定額でお金が取られていくという幼稚園に関しまして入進学支度金のほう、わずか5,000円ではございますけれども、出していると。保育園の場合は、その分、ただということは、当然町からの支出が、税金として出ていたわけですから、そういう意味で、その部分は除いていたというような私は見解をしております。

さらには、早速の質問でありましたけれども、こども園になりまして、こども園になって、これから入進学をされる方ということになってきますけれども、これにつきましては、こども園になっても4月時点では幼稚園と保育園は1号、2号、3号という子供の中で分かれておりました。

ところが、消費税10%ということになってきてまして、来年度、令和2年度からにつきましては、幼稚園の場合は入った時点を確認して支出していたのですけれども、ですから来年の進学時点の支出となる予定でございましたが、10月から無償化が始まりました。そうなりますと、今の格差というものが、まずはないということと、千代田町におきましては、たしか給食の部分の無償化ですね、こども園のほうが入っていると思います。

ですので、今ちょうど検討を行っております。つまりは、そういう今までの支給していた状況と違っているということなので、まだこれからの話ですので、支給してはいませんが、市内のほうで検討させていただいて、この幼稚園の部分については、どのようにしていくかということを考えていこうかと思っております。

それと、私のほうで、ちょっと先ほどの支度金の支払いということで、平成30年度、就職はゼロだったということと、過去3年の部分につきましても、やはり就職はなかったと。それと、今、大谷議員おっしゃられたとおり、検討もしていたしましたので、来年度も就職はないというような話を聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

大谷議員に申し上げます。ただいまの質問で、教育委員会事務局長に質問がありましたが、通告にありませんので、取り下げさせていただきたいと思っております。

○4番（大谷純一君） ご存じかと思ったので、質問したのですけれども、大変失礼しました。

それでは、この制度は、父子であれ、母子であれ、所得制限がありません。明記がありません。両親がそろっている家庭で年収300万円の家庭もあれば、父子家庭でも母子家庭でも年収500万円の家庭もあろうかと思っております。これは戦後、戦争に行つてご主人が戦死したとかという、そのときの名残でそうあるのかどうかわかりませんが、児童扶養手当は所得制限があるのに、この制度には所得

制限がありませんが、そのない理由というのを住民福祉課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、ひとり親家庭の方々の福祉の向上、それと進学されたお子様の新たな段階の一助、そのように捉えまして、この支援策として補助金を支給させていただいております。おのおの入学時、進学時に1回のみという支給になっておりますので、特に支給制限については、今のところ設けておりません。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、福祉医療制度について質問いたします。

この制度は、福祉医療受給者が医療機関を受診したときに医療費の自己負担分を町が助成する制度であります。通院では中学校3年生の年度末まで受給資格があり、医療機関に受診回数が多い乳幼児期などは、特にありがたい制度であります。

この制度は、中学校卒業から18歳に到達した最初の3月31日までは入院のみ町が助成することになっていますが、この入院に限って言えば、年間どのくらいの実績がありますでしょうか、住民福祉課長にお尋ねします。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 質問にお答えいたします。

町の福祉医療制度の高校生における入院のみの受給、これについてはご指摘のとおり平成29年度から開始しまして、平成29年度、平成30年度、この2年間につきましては、該当者がおりませんでした。令和元年度に入りまして、年度途中ということではございますけれども、現在1件、支出額で14万1,290円の支給を行っている状況でございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 次に、この福祉医療制度の母子、父子の場合ですが、配偶者のいない女子、男子で18歳未満の児童を養育している人とその児童、父母のいない18歳未満の児童、戸籍上の婚姻にかかわらず事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は対象となりませんとあります。つまり、母子・父子家庭で18歳未満の児童を扶養している場合は、親も医療機関に受診した場合に窓口負担が助成によって無料になるわけです。この場合も、先ほどの制度と同じで、母子・父子家庭だから、必ずしも所得が低いということにはならないと思いますが、所得制限を設けていないのはどうしてか。ちなみに大泉町では、所得税額5万円未満という所得制限があるようでございます。

また、事実上婚姻関係とありますが、いわゆる事実婚と呼ばれているものですが、事実婚の定義は何なのか。国税庁の所得税法基本通達2の47には、法に規定する生計を一にするとはい、必ずしも同一

の家屋に起居しているというものではないとあります。つまり、日常をともにしていなくても余暇に起居をともにすることを常例としている場合、暇なときに一緒にいるということですね、とありますが、住民福祉課長のご答弁をお願いします。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、続けてという内容になるとは思いますけれども、まず所得制限を設けていないという部分ですね、福祉医療制度につきましては、まずは障害をお持ちの方、ひとり親家庭、それと乳幼児から中学生及び高校生の入院に係る医療費について広く給付を行っている、そういう制度でございます。ご指摘のひとり親家庭につきましては、中学生までの子供は福祉医療制度にもともと該当しておりますので、また更に母または父と中学校卒業までの、18歳までの子供の外来、これについても対象となっております。

福祉医療におけるひとり親家庭の適用については、ひとり親家庭の社会的、経済的な自立の助成、それと医療負担の軽減を図りまして、健全な子供の育成、そして生活の安定、健康な生活の保持、こういうものを、健康管理の促進などを目的としまして給付をしているということです。このことから、ひとり親家庭の所得制限につきましては、群馬県内でも多くの市町村が所得制限を設けていないというのが実情でございますので、本町も設けてございません。

また、ご指摘のとおり大泉町が、所得割の一部課税、金額を変えておりますけれども、群馬県35市町村の中で17の市町村が制限を設けておりません。大泉町のように一部制限のところは8カ所です。所得税非課税のみというのが当初のスタート、これが県のスタートの、今でも変わっておりませんが、県の基準でございますけれども、これは10カ所ということで、圧倒的に多くの17カ所が、今私が説明いたしましたようなところ、子供のそういう子育て、あるいは健康の保持という観点から半分の市町村は所得制限をかけていないということでございますので、ただこういう時代になってきましたから、いろいろ社会情勢を見ながら、またその辺も近隣を考えながらということで考えております。現在17の市町村の中では、郡内ですと、大泉町のみということで、残り4町は制限をかけておりませんし、近隣の太田市、館林市、伊勢崎市、桐生市、あるいは高崎市におきましても、この制限をかけてございません。

それと、事実婚というお話でございます。事実婚、基本的な定義ということになってしまいますけれども、婚姻というのは、法的な定義でございます、これは届け出がございまして。事実婚というのは、法的ということではなくて、またはその言葉自体も広く意味があります。一般的に一番されているというのは、何らかの理由、個人的な考え、そういうものによりまして、婚姻届を出していない。しかし、同居生活を営んで社会通念上、夫婦関係にある状態にあるということでございます。

また、議員のおっしゃるとおり、同居していなくても頻繁な行き来があるとか、あとはそれだけではなくて、生計上のものですね、生活費でありますとか、そういうもの。そして、生活に関して扶養されていると思われるような場合には通念上、事実婚ということになるとは思いますけれども、この2

つの制度につきましては、最初から申し上げておるとおり、社会通念上、あるいは生活上、あるいは健康上、あるいは自立を助けるという意味で、こういう制度を設けているわけでございますので、その子供について、ひとり親ということで、ハンディキャップについて、そういう検討をしているわけですが、もう一つの、例えばそういう養護扶助ができるという事実がある場合には、そもそも支出をする必要がございませんので、そういう観点に立ちまして、そうなっている場合には、町としても、これは自立の援助に努め、補助しなくてはならないという観点からの判断で、現状では制限をかけていないということが総括になると思います。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 確かに母子・父子家庭で困っている方というのは、手厚い手だてをしなくてはならないと、私はそのとおりだと思います。ただ、法の抜け目というか、事実婚だと出ないわけですよ。事実婚であるにもかかわらず、逃れているような方がいるとなれば、それは不正受給ということになりますけれども、過去町内において不正受給の方、事実婚と認められて、不正受給だったという方がいらっしゃるのか。

それと、確認のため住民福祉課長にお尋ねしますが、福祉医療制度は申請制とありますが、ひとり親家庭の児童の入進学及び就職支度金支給制度も申請制だと伺っております。該当する世帯には、役場より申請の対象ですよとかというアクションがあると思いますが、そこでここ数年で結構ですが、福祉医療制度やひとり親家庭等の入進学及び就職支度金支給制度を辞退されたひとり親家庭の方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 通告にはないというふうに感じてはおりますけれども、実際そういうのがあったかどうかということで、返還ということで考えれば、ないというふうに認識しております。また、どちらも申請が必要でありまして、入進学支度金におきましては、今回の小学校の部分は広報に載せますけれども、やはりそこで出していただいて、それを審査してから給付をするという形になります。

福祉医療に関しましては、これは医療制度ですから、毎年更新をするという形で保険証は出していますので、そのときに同意書をいただいております。この同意書の中には、やはり戸籍上の婚姻にかかわらず事実婚があった場合、あるいはそういうのがあった場合は、すぐ報告をしてくれと、こういう旨と、虚偽の申告があった場合は、さかのぼって返還をお願いしたいというような同意書をいただきながら、もちろん本人申告ということになってきますので、我々にしましたらば、申請いただいた方と十分話し合いをして、そういう中で申請をいただくというのが、全ての行政の基本ということになりますので、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 引き続き住民福祉課長には厳しく審査のほうをやっていただいて、不正なことがないように目を光らせていただきたいと思います。

総括しますと、母子・父子家庭でも両親がそろっている家庭よりも所得がある場合が多々考えられます。私は、両方の制度は、所得制限をぜひ設けるべきなのではないかなと思います。特にひとり親家庭等の児童の入進学及び就職支度金支給の制度は、所得の高い母子・父子家庭にはご遠慮いただいて、その金額に本当に困っている母子・父子家庭の支度金を今よりも増額したり、例えば1万円、2万円という金額なのですけれども、特に小学校入学時というのはお金がかかりますし、中学校入学時はずっと莫大にかかるわけですよ。それが本当に生活困窮者の方というふうに手だてできたほうが本当はいいのではないかなと思います。その考えを町長に最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ひとり親家庭も、もちろん議員の述べられたとおりだと思うのですが、その中で日本の国が、今少子化対策にもいろいろ苦慮している状況かなと思うのです。そう考えていく中では、我々地方の自治体というのは、いろいろな財政が大変な中で、国ももちろんそうなのですけれども、その中でいろいろな施策を国、各地方も打っている状況という中で、私は私なりに、また持論があるのですが、その中でひとり親家庭は、子育てをしていくに当たり、通常であれば夫婦で助け合いながら子育てを行うところではありますが、たった一人で育てなければなりません。

このことは、保護者、児童生徒にとっても生活上の大きなハンディキャップであると考えております。1人でも所得の高い方もおられましても、社会通念上、夫婦2人の総所得のほうが高いと思います。また、唯一の保護者が病気やけがをした場合においても生活が困窮する可能性もあります。児童生徒に及ぼす影響ははかり知れません。

このようなことから、社会医療制度の性質を踏まえた中で、多くの市町村ではひとり親家庭について所得制限等を設定していないのではと考えております。本町においても、現在所得制限を設けておりませんが、制度のあり方を研究しながら、県内や近隣市町の状況を把握しつつ、今後における制度の適正な運営に努めてまいりたいと、こう考えております。

冒頭述べたように、でかいくくりでいきますと、やはり少子化対策ということも踏まえていながら、そう考えていきますと、やはり国のほうで大きな施策を打ち出す必要があるのかなと、こう考えております。きのう発表になりました、経済効果をもたらす二十数兆円の国のほうの発表もありました。そう考えていきますと、あそこに及ぼすことは経済効果、これから大だと思っておりますけれども、一つ残念なことは、あそこに少子化対策についての、このことが入れ込んでないわけです。そういうことも踏まえた中で、このひとり親家庭も含めた中で、政府の今後の施策も期待したいところであります。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） 時代、時代に合わせた対応といいますか、何十年前と違っていているということをご理解いただいて、私もこの件に関しては、いろいろ町当局でも検討していただきたいなと思います。

2つ目の質問ですが、若年層のがん対策について質問します。国立がん研究センターと国立成育医療研究センターは、2016年から2017年の2年間にがん治療を始めた15歳から39歳、これはAYA世代、アルファベットでA、Y、A、思春期・若年成人というそうなのですけれども、世代の患者が5万7,788人だったと発表しました。20歳以降から女性が増加し、AYA世代全体では女性が4万4,946人、男性が1万2,842人と3.5倍に達しました。年齢層別に見ると、15歳から19歳は男性がわずかに多いですが、20歳以降では女性がかかなり大きく上回っていたようで、乳がんや子宮頸がんを発症する人が多いと見られています。14歳以下の小児がんは4,513人だったそうです。がんといえば中高年の病気、あるいは乳がんといえば高齢女性といっは失礼なのですけれども、というのが定説だったのですけれども、最近では若年層のがんが増えてきているとのデータがあります。

そこで、健康子ども課長にお尋ねしますが、検診意識の低い思春期・若年層に対し、このがん対策に対して啓蒙活動を行っていくにはどうしたらよいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

我が国におけます、がんの状況でございますが、昭和56年より死因の第1位という形で、特に平成27年には年間約37万人が亡くなり、生涯のうちに約2人に1人が罹患するという形になってございます。先ほど大谷議員のほうからお話がありましたとおり、今年10月に国立がん研究センターと国立成育医療研究センターの連携した報告書のほうで、先ほどお話のあったとおり約5万8,000人ぐらいの方が2年間でがんという形で診断されておる状況でございます。

従来、先ほどお話しした、そのA、Y、AのAYA世代と言われる世代、15歳から39歳の世代のがん状況でございますけれども、国民全体からすると、数%という形で、患者数が非常に少ないという形で、国のほうの対策も大分おこなっていたというのが、これまでの状況です。しかし、国のほうの第3期のがん対策推進基本計画のほうでは、初めて今回その世代のがん対策について、しっかりと明記されてございます。

その計画の中で取り組む施策として、診療体制の充実、多様なニーズに応じた情報提供、相談支援、就労支援等の医療機関の集約化等の内容も盛り込まれている状況となっております。また、群馬県のほうでも国の計画を踏まえまして、第3期の県のがん推進計画を平成30年度から6カ年として策定をしております。こちらの計画のほうでも患者さんや、そのご家族に対する相談支援、情報提供などの、そういった医療費助成、さらには在宅療養支援等も示されておる状況でございます。

本町におけます、このAYA世代と言われる世代の方についてのがん対策の取り組みでございます

けれども、国の指針に即して化学的根拠に基づく検診といたしまして、本町では二十から子宮頸がん検診の受診を可能とし、また20歳の方には子宮頸がんの無料クーポン券を配布して受診勧奨等を実施しております。その他のがん検診については、現在実施していない状況となっております。

それで、町のがんのPRという形なのですけれども、こういった国の指針、あるいは県の、こういった計画に基づいて広くPRを行っていきたいというふうに考えておりますけれども、特にこの世代の方については、15歳から39歳という非常に重要な世代の時期でございますので、この世代の方は多くのがん患者さんが、例えば若い方だと就学、更に就労、結婚、出産、そういった重要な人生の段階の時期でございますので、各年齢に応じた、それぞれ対応が必要となってくるものと認識しております。

町としても、こういった各世代に応じた方々に対して相談の対応、あるいは相談機関等のご紹介など、県が発行しています、ぐんまの安心がんサポートブック、そういうものが発行されていますので、そういったものを活用しながら、適宜支援をしていきたいというふうに考えております。がん検診については、国のほうでいろいろ指針がございまして、不要な検診等はおかえって体に悪影響を与えてしまうというようなお話もあります。化学的根拠に基づいたがん検診を推進してくださいということで、国のほうも県を通じて各市町村に通知のほうが来ているところでございますので、町としても、国の動向、あるいは近隣の自治体の動向、さらには町民の方々のご要望なども十分踏まえて、今後啓発、情報提供を行いながら、時代に即したがん検診対策を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

○4番（大谷純一君） ありがとうございます。我々の世代になると、よく50過ぎたら人間ドック、40だったかな。そういうふうに敏感になってくるのですよね。例えば大腸がんに関しても2年に1回は大腸がん検診をしてくださいというようなことを言われたりしています。さっき健康子ども課長がおっしゃいましたけれども、女性に限って言えば乳がんとか、子宮頸がんというのは、もう若い芸能人の方もなられて、命を落としているということもありまして、結構女性の方は、そういうことに関して敏感になっているのかなと思いますけれども、まずお医者さんがまずいのは、若い人がかかると、まずがんであるはずがないから入ってしまうのです。そして、若いからどんどん、どんどん進行して、手おくれになってしまうというのが、このような結果だと思っております。

だから、生活に余力がある人というのは、やはり1回若いときというか、二十でも30でも1回ドックにかかって、自分の中身を調べておくというのも大事なことだと思いますし、あるいは高血圧だとか、糖尿病というのは、遺伝性が多いですから、親がそうであった場合に自分もどうなのかなというので、1回調べておくというのも大事なことかと思っております。

がんに関していえば、ぜひ当局でやってもらいたいのは、心配があれば、そういう大事なときもあるので、お医者さんに行ってくださいよというようなことも必要なのかなと思います。やはり見過ご

してしまうというのが、手おくれになるということが一番恐ろしいことなので、少しでも不安のある方は受診して、大丈夫だろうではなくて、ではないかもしれないということで、よく免許センターに行くと、あるかもしれない運転とないかもしれない運転というのは、よく習いますけれども、もしがらんかもしれないということで、少しでも救える命を健康子ども課で救っていただきたいなど、このように思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で4番、大谷議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時35分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時18分）

再 開 （午前10時35分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、8番、小林議員の登壇を許可いたします。

8番、小林議員。

[8番（小林正明君）登壇]

○8番（小林正明君） それでは、これより一般質問に入らせていただきます。議席番号8番、小林正明です。よろしく願いいたします。

バイオマス発電所の建設問題についてお尋ねいたします。現在、千代田町新福寺西ノ原においてT社が建設計画中のバイオマス発電所について質問いたします。ちなみにバイオマスとは、バイオは生物、マスは量を意味します。化石燃料以外の生物由来の再生可能資源を指します。隣接する住宅は、わずか数メートルに位置し、騒音、振動等で日常生活に甚大な生活環境破壊被害が発生いたします。また、近隣住民の生活環境も著しく悪化するなど多大な生活環境問題が懸念されております。

2018年4月、元H社からの地元説明会においても周辺環境に及ぼす影響、住民の不安を解消できる回答はなく、むしろ不信感、不安感が増大しております。その後、H社からの動きはなく、T社と名前を変えて、ちなみに代表経営者名は同じでありました。最近活動してきた様子であります。過去に概略提示された計画案、内容によれば、発電規模1万9,200キロワット、一般家庭の平均電力消費量は約1世帯当たり3キロワットと計算されます。およそ6,400世帯の電力を供給する大規模な設備となります。北風、西風、もう既にその季節となりましたが、千代田町の上空を物すごい量の排気ガス、CO₂が拡散し、夏季においては物すごい排熱により気温上昇も懸念されます。

これら環境悪化を懸念し、今後ともバイオマス発電所建設の反対と遵守すべき事項、関係法令リストの遵守を求める活動を継続していきたいと考えております。つきましては、以下のように質問いたします。

1、バイオマス発電所建設の許認可についてお尋ねいたします。4項目ありますので、一つずつお

尋ねいたします。1、T社が計画している土地は、開発許可は出せる場所でしょうか。工場立地法に照らし合わせての回答をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

開発許可制度については、議員ご存じのように都市計画法に基づきまして、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的として創設されました。開発許可制度の許可権者は、都市計画法第29条におきまして、都道府県知事、政令指定都市の長、中核市の長、特定市の長、地方自治法第252条の17の2の規定に基づきまして事務処理、市町村の長と規定されております。本町においては、群馬県が許可権者となっております。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。ということは、開発許可が出せる場所として捉えてよろしいのでしょうか、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 開発許可が出せる場所かどうかについては、本町に許可権がありませんから、判断することはできません。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。

次の質問です。町の許認可に対する考え方についてお尋ねいたします。よろしくどうぞお願いします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町の許認可に関する考えであります。さきに述べましたとおり、開発許可制度の許可権者が群馬県でありますことから、群馬県において法にのっとり適切に行われているものと認識しております。

本町におきましては、許認可ではありませんが、相当規模の土地開発事業について、計画の事前協議を行うことにより、秩序ある開発を図ることを目的として千代田町土地開発事業指導要綱を定めております。事前協議が提出された場合は、内容いかんによっては必要な助言、勧告を行うことがあろうかと思っております。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 次の質問に移ります。

T社より県に開発許可申請は提出されたのでしょうか。もし提出されていたとしたら、その計画内容等についてご回答いただければと思います。お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 群馬県へ11月末時点で開発許可申請の状況を確認しましたところ、関係する申請及び資料等の確認はできていないとのお話をいただいております。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 今の段階では、開発許可申請が出ていないということで承りました。ありがとうございます。

4つ目の質問です。ちょっとしつこくなるかと思うのですが、先ほど答弁にも一部あったかと思いますが、質問させていただきます。千代田町の環境条例の策定、そしてその内容は今どのようなものでしょうか。

そして、今後何らかの制限について、また特別条例等の考えはありますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 千代田町の環境条例であります。県条例である、群馬県の生活環境を保全する条例の施行に関し必要な事項を定めるものとして千代田町、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則というものがああります。騒音や振動の発生する施設の届け出について規定しております。また、騒音や振動などの環境基準は県条例となる群馬県の生活環境を保全する条例及び施行規則に定められておまして、千代田町はこの基準を準用し、町ホームページにも掲載しております。現時点では、更に厳しい規制を行う条例改正などについては、ほかの進出企業の影響が懸念されることもあることから考えておりません。

なお、議員もご存じのとおり、さきの県議会の一般質問においても、県の執行部の答弁にありましたとおり、環境条例制定は県に準ずるといったことが必要かと思っておりますので、その辺のご理解をお願いします。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。私も当日、ある県議の方の一般質問を議会で傍聴しておりました。町長のおっしゃる意味は、もちろんよくわかっております。今後いずれにしましても開発許可申請が出てからのことになるかと思っておりますけれども、しっかりと精査していただきたいと思っております。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。バイオマス発電所の問題点についてお尋ねいたします。先ほど冒頭でも申し上げましたが、日常生活において多大な環境が悪化するというのが大前

提でございます。実は、この質問項目は13項目でございますので、1問1問やっていると、とても時間が足りませんので、多少時間はかかりますが、時間をいただいて、13項目読み上げますので、それらについて一括してお答えをいただきたいと思っております。

読み上げます。1、住宅に近接しており、騒音、振動による睡眠障害を起こす。約300日以上24時間運転する。これは振動規制法、そして騒音規制法に該当いたします。

2、煙による被害、成分による健康被害も考えられます。大気汚染防止法等であります。

3、電磁波によるペースメーカー、電気製品故障等の原因にもなります。

4、囲い壁による風、日照権などの環境被害、環境影響評価法にこれは関連します。

5番、施設事故による被害の可能性。可燃物使用による大火災になることが考えられます。

6、事故によるイメージ悪化で農作物等の価格暴落も考えられます。また、邑楽郡においては、食品メーカー、飲料メーカー、サントリーを始めとする多くの会社がございます。もし最悪考えると、そういった事故が起きたときの風評被害なども懸念されるわけでありまして。

7、開発許認可が出ると、今後迷惑施設が進出してくる可能性が多大になります。

8、土地価格下落による資産の減少も考えられます。

9、運営会社倒産による施設放棄。

10、施設転売による約束のほご。

11、安全よりコスト優先。

12、狭い町道使用による燃料運搬車による交通問題、これは20トンの大型タンクローリーが相当の時間動きます。道路交通法の問題も考えられます。

最後です。13、CO₂排出量対策などについて心配がございます。先ほども申し上げましたが、大気汚染防止法等です。開発計画は出ていない。設計図、環境評価もない状態で回答は難しいかと思っておりますけれども、答えられる範囲で結構ですので、答弁を求めたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

先ほど18ですか、の質問等があった……

[「13です」と言う人あり]

○町長（高橋純一君） 13ですか。細かく言いますと、もっとあるのかなと思うのですが、総括してお答えさせていただきます。

バイオマス発電については、平成14年12月にバイオマス・ニッポン総合戦略が閣議決定されました。以降、各地で導入が積極的に始まっております。これは地球温暖化対策や循環型社会の構築、競争力のある新たな戦略的産業の育成、また農林漁業、農山漁村の活性化などを目指したものであります。

小林議員の質問であります、起こるかもしれない問題点について述べていますが、先ほど述べたように、それ以上あるかなと、これからそういう懸念されるものはあるのかなと、今、議員がおっしゃる観点から申し上げますと、まだ13以上あるのかなと思います。

これらは全て起業者の対応に委ねるものであり、本来町が関与するものではないと考えております。資源エネルギー庁の事業計画ガイドラインにおいても適正な事業実施のための必要な措置として、地域との関係構築に努めることとされていますので、ガイドラインに従っていただければと考えております。

また、国や県も資源エネルギー開発を推奨している観点から、町の対応としましても、先ほど述べたように地域との関係構築を業者に促すよう私どもも努めていきたいと、こう考えております。さきに議員もご存じのとおり、行政のほうも2名の方に参加させていただきまして、説明会も参加いたしました。その情報も含めていきますと、業者もよく相手が見えてきないという状況も伺っております。そのようなことを含めまして、これから2度、3度、4度、5度、10度と行きながら、よく業者との説明をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） いろいろお考えいただきまして、ありがとうございます。また、先般町長が申し上げたから言うわけではないのですが、去る11月30日に新福寺地区においてT社の第1回目としての説明会がございました。誠意も回答内容も値するもの、価値として、我々として納得すべき内容、価値として得るものは皆無でありました。2名の職員さんにも同席していただきまして、全く状況といたしますか、現状を把握していただいたとおりでございます。

そして、先ほど町長が申し上げたことにも、またつながるのですが、事業計画策定のガイドライン、この次にまた質問いたしますけれども、その中で事業者が求める考え方ですね、求められる考え方、何行かありますので、読み上げてみます。事業計画策定の初期段階からのバイオマス発電事業所からの一方的な説明ではなく、自治体や地域住民の意見を聞き、適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施、誠実に対応する。地域とのコミュニケーションを密に図ることが求められる。また、市町村の基本計画にのっとり地域住民との合意形成が必要であると言っております。このようなことから、今後とも、我々としてもT社に対して、こういったことを念頭に置きながら、質問、あるいは提案していく所存であります。ありがとうございました。

3番目、最後の質問です。3つございます。建設反対活動について、今どのようなことを考えているのか。そして、私たちがやっていたことを申し上げて、質問3項目について質問させていただきます。

まず、私たちが反対活動としてやっていたことの内容を申し上げます。13区、新福寺住民のバイオマス発電所建設に対する反対署名活動を実施いたしました。342名の署名簿の提出をいたしました。これは旧会社でいいますと、H社に対してであります。2018年5月31日付であります。そして次は、

バイオマス発電所建設反対の黄色いのぼり旗の設置をいたしました。2019年の10月でございます。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。生活環境被害の発生の懸念についてお尋ねいたします。先ほどの2番で総括的に申し上げましたが、それに関連する場面もありますが、改めてお尋ねいたします。排ガス、排熱の拡散により、全町に及ぼす影響を懸念するため質問させていただきます。どのようなことを考えておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町内を初めまだ近隣にも建設されていない施設であることから、心配になるのは多々あると思います。本町では、千代田町公害防止対策事前協議指導要綱というものがあります。これは事業主が建築基準法に規定する建築物の確認申請書の提出及び公害関係施設を設置する前に公害の防止について、町と事前に協議することによって公害発生の未然防止を図ることを目的としております。現時点で開発の話は町へ来ていませんが、協議の話がありましたら、懸念される問題については伝えていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。事業計画策定ガイドラインの遵守を求めている考えはあるのか、お尋ねいたします。具体的に言えば、まだ計画書は出ていないのですが、そのT社に対して、そのような考え方はありますでしょうか。ちなみに事業計画策定ガイドラインというのが、環境省でいいますところで行くと、環境影響評価書としてございます。項目は10項目以上ございます。この中に、先ほど私が読み上げた中にもあるのですが、いわゆる排ガス、煤煙等騒音、交通環境保全措置とか、いろいろな面がありますが、そういったものがしっかり守られていなければ当然開発はできないと思ひますが、建築できないと思ひますが、改めてその辺も、よく町としても十分考えていただきたいと思ひます。

そしてまた、これは資源エネルギー庁が事業計画策定ガイドラインとしてバイオマス発電の冊子をつくっております。ページがございまして、その中の2ページにあるのですが、再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項として、項目として10項目でしょうか、ございます。私たち町も、こういった事業計画策定ガイドラインの遵守ということを求めるわけですので、しっかりと遵守事項を精査しなくてはいけないと思ひます。

そして、1つだけ、私どもで読んだときに少しおやっと思ひた文章がありますので、それをちょっと紹介させていただきます。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされた場合においては、FIT法第12条、指導、助言、第13条、改善命令、第15条、認定の取り消しに規定する措置が講じられることがあると規定されております。こういったことで、この事業計画策定ガイドラインが出されたときには、しっかりと精査していただきたいと思ひますし、

我々もそのように対応させていただきますので、念のためといいますか、町側のそれらに対する考えをお願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 事業計画策定ガイドラインは、平成29年3月に資源エネルギー庁において策定されました。再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項を定めております。先ほども申し上げましたが、ガイドラインの中でも地域との関係構築として、地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、十分配慮して事業を実施することと記載されております。町としては、法令やガイドラインの遵守は当然ながら必要と考えております。

先ほど議員が述べられたようにFIT法も当然ながら遵守する必要があると考えております。これに万が一、もしそれを遵守しない場合は、行政だけでなく、もちろん町だけではなくて、県、国のほうからも指導をいただくことになろうかと思えます。

また、これからいろいろ考えていきますと、何度か説明会もあったと思うのですが、その中で、ここに先ほど述べたように関係構築というのが一つのキーポイントになろうかと思っているのです。それを考えていきますと、業者との関係構築、相手の業者がどういう業者か私わかりません。そんな中で、いろいろな部分でQアンドAを繰り返しながらやっていく必要があるのかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） ありがとうございます。なかなか答えにくいところの質問ばかりして恐縮ですが、これも千代田町住民の安全と生活環境の良好な環境を維持するためのことと理解していただければと思っております。

それでは、最後の質問に入ります。建設反対署名活動の推進についてお尋ねいたします。先ほど申し上げましたが、私どもの13区の新福寺においては、バイオマス発電所建設反対署名活動を実施しておりました。今後広く、もっと広めたいと考えております。13区の住民、反対活動だけでなく、他の行政区にもご協力をぜひお願いしたいと考えております。いわゆる千代田町全体の問題点として捉えていただきたいと思えます。このようなことを考えておりますが、町側の何か答弁といいますか、考え方についてありましたら、お尋ねいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 町といたしましては、現時点では議員がおっしゃられる開発事業者からは何の協議や相談もされておられません。想定の話を上申することはできませんが、いずれにいたしましても法令やガイドラインにのっとり許認可等を進められてきた場合には、町行政といたしましては、

公平な立場で対応せざるを得ません。しかし、さらには国、県の許認可の不可が重要と考えております。

先般の県議会での一般質問への答弁も拝聴いたしましたが、町には何の相談もございませんでした。県議会での答弁を踏まえた中で、私どもも含めた中で、議員も県議会議員ともよく相談をして、今後の展開も進める必要があるかと思いました。はっきり申し上げますが、先日の県議会議員の一般質問を私も拝聴いたしました。しかし、町には何の相談もありませんでした。そのようなことです。

○議長（高橋祐二君） 8番、小林議員。

○8番（小林正明君） 某県議との話は、今初めて伺いました。ちょっと対応がまずいと私も思います。これは私というか、13区として某県議にもしっかりと、今、町長の答弁といいますか、話を伝えることにいたします。なかなか仮定の話ばかりが多くて、現実としてとらえどころがないというのが、町長の基本的なスタンスというか、考え方にならざるを得ないなと思います。それはそれで理解させていただきます。

それと、環境マネジメントシステム、これはもうご承知でしょうけれども、環境省のものであります。この中に実はH社のときに、環境マネジメントシステムには国際規格があるよと、当たり前のことなのですが、ISO14001、あるいはエコアクション21等があるが、そのようなことを考えているのかといたら、これから考えますと、そのとき言ったのです。それから時間が流れまして、先般、先月11月30日の説明会においては、あの内容しかなかったのです。でも、町といいますか、先ほど申し上げたように近隣住民の方は、もう不安で不安で、ましてや一番至近距離の人は、某大手企業の夜間勤務をなさっている方なのです。この方も質問して深刻な訴えをしておりました。こういったことで、今これ以上、私は町に申し上げることはできないのですが、そのような実情、現状をしっかりと認識していただきたいと思えます。

それでは、まとめに入らせていただきます。間伐材などを使った木質チップ、木質バイオマスペレットを燃料としたバイオマス発電は、群馬県の中の自治体でもございます。大きいもの、小さいものがございます。ちなみに先般視察研修で来られた愛媛県内子町では、内子町が作成したバイオマスタウン構想に地元から協力対応の動きが持ち上がり、スタートしました。バイオマス資源、はっきり言えば木質、木ということですね、バイオマス資源の有効活用を進めてきたそうです。内子バイオマス発電合資会社での発電開始は2018年10月31日、発電規模は定格出力1,115キロワットであります。それに比べて今T社が計画しているのは2万キロワット、そして内子町での建設場所は人家から離れた山中にあります。これなら信頼できます。

一方、H社において、以前はインドネシアでつくられたパームヤシの実からパーム油を取り出した後のパームヤシの殻、この中には油成分が残っております。これを燃料とし、パーム油発電とする意向でした。皆様ご承知のように熱帯雨林を乱開発している現状であり、マレーシア、インドネシア、特にスマトラ島での環境被害は多大なものがあります。そちらの場所においては、動植物の多様な

どの破壊、CO₂排出量だけの面では語れない環境問題につながっております。

そして、今度のT社は、廃食油を燃料としたいとのこと、全くもって信用することができません。このような液体バイオマスの液体とは、非食用の油のことで、外食産業などから調理等で使用された廃食油を発電に利用する精度まで精製してエタノール、メタノール、そしてバイオディーゼル燃料等をつくり、ボイラー燃料として発電タービンを回し、発電するものであります。もちろん、それらを精製するために相当量のCO₂を排出することは言うまでもありません。

前述しましたように住宅地であり、住宅に至近距離でのバイオマス発電所建設は問題点が数多くあり、生活環境を著しく破壊するため、バイオマス発電所建設に強く反対するものであります。

見方を変えて申し上げます。町の指針として見れば、町をしっかりとPRし、来町者の増加を図り、定住者を招き、人口減少を食い止めるのが最大の責務だと思います。そしてまた、住みたい町、住んでよかった千代田町づくりに全く相反する事象であると考えております。何度も申し上げますが、そのようなことにならないようにバイオマス発電所の建設反対活動に今後とも取り組んでいきます。

ご丁寧な答弁、誠にありがとうございました。これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で8番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、酒巻議員の登壇を許可いたします。

2番、酒巻議員。

[2番（酒巻広明君）登壇]

○2番（酒巻広明君） 議席番号2番、酒巻です。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私からの質問事項としては、ちよだスマイルポイント事業について、児童センターのランドセル来館事業についての質問とさせていただきます。

それでは、まず初めに、ちよだスマイルポイント事業について質問させていただきます。このちよだスマイルポイント事業は、高橋町長が就任してから新たな事業として、健康づくりやごみのリサイクルにおける関心を高め、本町みずから生活習慣の改善に取り組んだ、ごみの減量化の取り組みといった2つのポイントで促進することを目的に、ちよだスマイルポイント事業が平成30年7月からスタートされたかと思えます。

こちらのスマイルポイント事業へ参加する流れとしては、まず初めにポイント手帳をつくるということで、こちらのポイント手帳に関しては保健センター、役場、温水プール等で配布されているということで、ポイント手帳を手に入れて、それでポイントをためるということで、このポイントに関しては教室に参加したり、資源ごみ、資源物ですね、を出した際にポイントがもらえるというような形で、そのポイントがたまったら、保健センター、役場、温水プールへ申請して、千代田町商工会の商品券に交換するための引きかえ券を申請するという形、最後にその引きかえする引きかえ券を商工会

に持って行って、初めて商品券がゲットできるというような形の流れているかと思います。日々の生活を健康的で、ごみの減量化にもつながり、まさに名前のおりスマイルということで、これを利用者の方は非常にいい事業なのではないかなというふうに私も考えております。

そこで、健康ポイントとしては、各種対象事業が31あるのかなと思います。健康づくりに関して、その対象事業に1回参加するごとに50ポイントもらえて、それを500ポイントためていくというような形の流れたと思います。住民福祉課が担当であったり、健康子ども課が担当であったり、教育委員会がそれぞれ担当だったり、いろいろな縦のラインというよりは、横のつながりを持ちながら、健康増進という部分で進められているのかなというふうに感じています。ごみのリサイクルポイントに関しては、対象品目として古着類、食用の油、食品残渣、プラスチック製品類等を役場北側、もしくはKAKI NUMAアクア北側の2カ所で計量器のほうがあるので、参加者みずからが、そちらのほうに計量してレシートをためていくというような形になっているかと思います。

このポイント事業なのですけれども、先ほどもお話をさせていただいたのですが、平成30年7月からスタートしたということで、ポイントがためられる期間というのが、来年の3月31日で、この事業のポイントのためられる期間が1度期限というふうに切られている形になっているかと思います。

そこで、まず初めの質問として、平成30年7月から始まった、このちよだスマイルポイント事業について、これまでの評価について町長にお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

ちよだスマイルポイント事業は、町民が積極的に健康づくりとごみのリサイクル推進に取り組んでもらうために平成30年7月からスタートしました。ポイント引きかえ券の申請期日を令和2年3月31日までとしております。11月末でのポイント手帳交付者は437人となっております。男性92名、女性345名、参加年齢は24歳から95歳と幅広く、多くの方に参加いただいております。しかしながら、事業に参加して得られる商品券の申請者数は64人、全体の14%であります。多くの方が登録だけなのか、まだ見きわめられない部分があります。

また、参加者の声といたしまして、健康教室関連の参加者からは、健康づくりに対するモチベーションにつながっている。次は、どのポイント事業に参加しようかと楽しみ。町のさまざまなポイント事業に対する興味、関心が高くなった。継続して続けてほしい。町商工会の商品券がもらえるのは実用的で魅力であるなどの意見が寄せられております。

ポイント事業は、住民の健康づくりやごみの減量化に取り組んでもらうきっかけづくりと考えておりますので、リサイクル回収量も増加していることから、一定の事業効果は出せたものと認識しております。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。一定の評価、結果が出ていると。参加者からは、モチベーションが上がって非常にいいと。健康増進のきっかけになるということで、答弁いただいて、私もまさしくそのとおりなのかなというふうに思っています。

健康づくりに対してのポイント付与事業というのは、各市町村でやっていたりとか、各県でやっていたりとかという部分もあるかと思います。昨年、文教民生常任委員会で視察させていただいた坂戸市、こちらのほうでも健康づくりとして、まちのほうでしっかりと考えてやっているのかなという部分で、坂戸市では健康なまちづくり審議会の条例を設置し、市民と協議し、健康づくりに取り組んでいるということで、先進地の視察をさせていただきました。また、坂戸市では、県と連携をして健康マイレージ事業というのも展開をしていたかと思います。そういった部分で、本当に健康増進という部分に関して、それぞれの地域が本当にいろいろ考えてやっているということで、非常にいいことなのかなと、私も評価したいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。ポイントがためられる期間が3月31日までということで、残りあと3カ月ちょっとになってくるのかなと思います。そこで、ポイント、次は何のポイントのためようかなとか、そういう方もいらっしゃるのかなというふうに考えています。ただ、期限が3月31日ということで、駆け込み需要的な部分もあるのではないかと。先ほど町として評価の部分、健康づくり、健康増進のきっかけとして考えてほしいということも踏まえながら、評価を踏まえて、この事業の延長ですとか、参加者への対応についてどのように今後考えていくのか、町長にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ポイント事業を開始する当初の予定では、試行的に令和2年3月末までとし、事業実績の評価や動向を見て、その後の継続に関しては判断することとしておりました。こうしたことから、現在スマイルポイント事業で連携を行っている庁内関係課局の担当職員同士が、これまでの事業全体の評価、分析をさまざまな側面から行っております。現時点では、事業内容の見直しや継続の必要性なども含め協議を重ねておりますが、引き続き2年間の継続を行っていきたいとの方向性で最終調整に入ったところであります。

現在、町民の方に対しましては、ポイント事業の有効期限を令和2年3月31日までとしておりますので、できるだけ早目に方向性を確定し、ご案内したいと考えております。また、これまで得たポイントが引き継げるような配慮を行い、年度末の混乱を避けるような対応も検討していきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁のほうありがとうございます。2年間継続していくというような形で、

最終調整のほうに入っているということで、その辺しっかりポイントの部分が3月31日で切れることなく、継続してしっかりとポイントがためられるような部分の配慮、そして延長するよという周知の部分をしっかりやっていっていただいで、町の健康増進につなげていっていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。先ほど延長が決定、最終調整で進めていくという話もいただいた中、ちよだスマイルポイント事業が2020年以降も進むということで、今年はラグビーワールドカップの開催もありました。史上初のベストエイト進出ということで、日本列島を熱狂の渦に巻き込んだ日本代表チームもあります。ラグビーに興味を持つ方が、ラグビーやタグラグビーなど、新たに参加された方も多くいると伺っております。そして、来年2020年は東京オリンピックの年でもあります。オリンピックを見て感動し、新たにランニングや水泳など運動ですとか、体を動かす方が増えてくるのではないかと思います。

そこで、健康増進という部分の考えで、ちよだスマイルポイント事業を拡大、拡張、新たなポイント事業、千代田町はいろいろな教室や運動等を数多くポイント事業以外にも、まだまだあるのかなというふうに考えます。その辺で新たなポイント事業を取り入れる考えについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

事業内容の変更については、以前にもお話がありましたが、そのときはまだ事業の途中でであり、混乱を招くおそれがありましたので、あえて追加や変更は行いませんでした。現在ちよだスマイルポイント事業のさらなる事業課題に関しまして、各担当部署でどのような事業追加、見直しをするかについて検討を行っております。本来ならば、ポイント事業など実施しなくても、それぞれの活動が自主的に展開されることが最も理想ですが、そうしたきっかけづくりとして進めているのがポイント事業であります。

個人、団体のさまざまな範囲の趣味や娯楽、スポーツなどの活動をポイント事業に取り込んでいくことは、参加される方にとって魅力的な側面も大きいかと思います。ポイント付与と厳格な管理として、公平性や公正性、限られた事業財源なども考慮いたしますと、ポイント対象事業をある程度厳選することもやむを得ないものと認識しております。

なお、ポイント事業の新たな追加対象として健康分野事業では、国の追加的対策である風疹抗体価検査及び予防接種を追加したいと現在検討しております。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） ご答弁ありがとうございます。風疹の検査を今後検討しているということで、そのほかにも各担当のほうで、課局のほうで検討していると。やはり健康のきっかけづくりという部分で大切なのかなと。私も実際カードは持っています。ただ、カードを持っているけれども、私も健

康づくりのきっかけとして持っている部分が強いのか、ポイントはためていないのです。そういった部分も踏まえながら、ただやはりモチベーションを上げるという部分では非常にいいのかなというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

ごみの減量化ですとか、健康増進について、本当にとっても大切なのかなと。健康長寿という部分も考えながら、健康というのは、健康診断等ではかられる数値だけではなく、心身機能の状態だったり、日常生活の活動であったり、そして社会とのかかわり等という部分での健康というのも、とても大切に考えますので、その辺も考慮していきながら、行政のほうで各課局がワンチームになっていただいて、町民の方がしっかりごみの減量化、健康づくりに取り組めるような体制づくりをご検討していただければと考えます。

次の質問に移らせていただきます。更に、参加者、利用者を増やして、千代田町全体が健康なまち、ごみ減量化、資源物化への取り組みをしていく必要があるのかなというふうに思います。そこで、最後なのですが、参加者、利用者を増やすための今後のアピールについてどのように考えているか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほども申し上げましたが、各事業に積極的に参加してもらうためのきっかけづくりでありますので、やはり内容の見直しだけでなく、最終的には事業周知は重要であると感じておりますので、これまで以上に町の広報紙やホームページ、チラシなど、さまざまな広報媒体を通じて事業周知を行うほか、町の各種行事、イベント会場にも積極的に出向き、事業PRによる参加を呼びかけてまいります。そのほかにポイント付与率のアップなど、いろいろ方法もあるかと思いますが、議員各位にもアイデアを出していただきまして、よりよい事業にしたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 周知は大切ということで、今後も広報やホームページや各種事業等でPRをしていくというようなことで進めていくと。当然我々町民のほうも、その辺を意識しながら、しっかりちよだスマイルポイントに関して盛り上がっていければいいのかなというふうに考えます。やはりごみの排出量に関しても、群馬県ワースト1位から今脱出して、ごみの減量化、資源化ということで、意識が高まってきているのかなというふうに考えます。

参加者、利用者が各種事業、ポイント事業に参加してポイントをためるという部分で、役場に足を運んでいただけるということで、やはり町を知ってもらうという部分で、またそれも歩くということで、健康にもつながるのかなというふうに考えますし、あとは町主催の教室だったり、講座、千代田町には、ちよだスポーツクラブといったものもありますので、その辺とタイアップしながら、町の健康増進につなげていただければなというふうにも考えます。

また、心の健康という部分で、ボランティアという部分も非常にいいのかなというふうに考えておりますので、そういった部分を踏まえながら、しっかりと今後もちよだスマイルポイント事業が、更に盛り上がっていければという部分で、町民の意見等もしっかり取り入れていただきながら、オール千代田で、千代田チームワンという形になるのですかね、町民の方々一人一人が健康でスマイルになるまちづくりにしていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。次は、児童センターへのランドセル来館事業についてという形でお話をさせていただきます。こちら初めに児童館、児童センターというのは、地域に住む児童が自由に遊びに来ることができる、安全な遊び空間であり、乳幼児とその保護者において子育て支援の活動拠点として児童等の健全育成を図る施設という形で認識されているかと思いません。

その中で、ランドセル来館事業というのは、小学生の児童が放課後に直接児童館、児童センターに来館する事業で、当然この事業に参加する児童はランドセル来館カードというのを先に提出して、保護者の方がお迎えというのが必要になってくる。利用時間としては、月曜日から金曜日の小学校の放課後から5時30分まで利用できるというような形で千代田町はなっているかと思いません。東西それぞれ東地区と西地区の小学校区に児童館、児童センターというものがあるかと思いません。

前回9月のときに、私一般質問させていただいたときに、東幼稚園の今後の利活用についてという形でお話をさせていただいたときに、東幼稚園のほうは、子供からお年寄りの方まで交流できる施設を考えているというような答弁があったかと思いません。そのとき私思ったのが、東地区、富永地区です、本当に小学生が、小学校の児童が安全に過ごせる環境というのが、コンパクトにまとまって、放課後過ごせる場所ができているなというふうに改めて感じました。また、そういう施設を考えたというのは、整備していくというのは、本当にすばらしいことなのかなというふうに感じました。

一方、西地区、永楽地区の部分を見ると、小学生が当然放課後子ども教室があったり、学童クラブがあるので、その辺で対応はできているのかなという部分もあるのですけれども、当然西小学校区でもランドセル来館事業というのは行われていて、その子供たちは、千代田町総合福祉センター内にある児童センターに通われているのかなというふうに思います。利用する児童は、放課後、西小から福祉センターまで行くわけですが、歩いていくのかなと思いますが、約1キロぐらいはあるのかなというふうに思っております。

そういった部分で、やはり子供の足で1キロ歩くというのは、比較的大変なのかなというふうにも感じます。その辺で、あとは安全対策について、しっかりできているのかどうかという部分で、町長のほうにお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 児童センターは、ゼロ歳児から高校生までが利用できる活動の場で、遊び場

等を提供する児童福祉施設です。基本的には、家に帰ってから児童センターへ遊びに行くことを前提としておりますが、家から遠いなどの理由で、学校から直接児童センターへ来るとも認めております。

安全対策については、学校から通う道について、危険箇所等のチェックを委託先の社会福祉協議会をお願いしてあります。改善が必要なところがあれば、町等に相談を行うこととしています。また、危険箇所等があった場合は、児童などに注意を促すようにしております。また、新入学、1年生については、4月当初、通い慣れるまでの間、学校から児童センターまで一緒に歩きながらお迎え通所をしております。道路等の安全対策についてゾーン30の区域指定を行い、車の速度抑止対策を行っております。

私もよくこの裏で、子供たちさんがずっと歩いている姿を見るのですけれども、やはりいろいろ考えていきますと、道が狭かったり、そういうことを考慮していきますと、今後についても、安全に配慮しながら、細かなチェックを心がけるようにしていかななくてはと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。千代田町社会福祉協議会で点検をしっかりと、安全の確認はできていると。また、新入学、4月になったときは、しっかりと新しい子供たち、児童のために指導してくれているという部分をお聞きして安心しました。ただ、過去には本当に児童生徒が巻き込まれるという痛ましい事故も発生しております、全国的に見ますとですね。記憶に新しいところでは、大阪北部地震でブロック塀の倒壊によって小学4年生の児童が亡くなったり、大津市のほうでは自動車事故に巻き込まれた、これは保育児童なのですけれども、16名のうち2名の方が亡くなられてしまったというような重大な事故も発生しておりますので、今後もしっかり町として安全対策に努めていっていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。先ほどもお話しさせていただきました、西地区、永楽地区の児童センター、千代田町総合福祉センター内にあるわけですが、来年3月に開通予定の赤岩新福寺都市計画道路の延伸工事で、今現在ある千代田町保健センターと複合施設として令和4年に新たに生まれ変わるというような形で、仮称ではあるが、千代田町総合健康福祉センターというような形になるのですかね、そういった部分で本当に赤ちゃんからお年寄りまで、また新たな集まれる場所として非常にいい施設になるのかなと、私今から想像して楽しみでもあるのですけれども、そんな中、子供たちの安全を第一にという部分でのランドセル来館事業についての質問という形なので、どうしても西地区の部分が、東地区から見てしまうと、コンパクトではないなというような部分を感じております。

そういった部分を踏まえながら、今後できれば東地区のように西地区も小学校周辺に、そういった事業が展開できないかという部分で町長のほうにお考えをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 児童センターについては、子供の公民館的な場所として総合福祉センター内に設置され、多くの児童生徒や乳幼児の保護者サークルなどが利用できる施設となっております。そして、先ほど議員が述べたように令和4年度に開所予定の仮称ですが、千代田町総合健康福祉センターでは、児童センターや保健センター内の子育て包括支援センターなども含めて集約化の検討を行ってまいりたいと考えております。

現状では、西小学校に隣接して学童保育は整備してありますが、ご指摘のように児童センターは学校から離れた場所にあることから、子供たちの移動上の安全について、近いほうがよいとは思いますが、新たに設置場所の整備が必要となってまいります。しかし、本町の現状を鑑み、特に小学校低学年の児童や放課後安心して過ごせる居場所づくりについては、多くの選択肢があったほうがよいと考えております。今後町における子供福祉の現状や放課後子ども教室などの生涯学習施設を、施策を含めて子供たちの安全安心を確保できるよう検討を進めていきたいと思っております。

これからいろいろな部分で健康と福祉センターという部分で、保健センター等複合化ということ为先ほど述べましたが、その辺を踏まえた中で、児童センターにおかれましても、これからいろいろなことを議論していきながら、その辺も含めた中で、設置場所や子供の安全第一を優先に考えた中で、これからその辺を検討していきたいと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 2番、酒巻議員。

○2番（酒巻広明君） 答弁ありがとうございます。放課後の児童の安全第一をしっかりと考えていただければなというふうに考えています。人口減少社会でもあります。やはり子育てをしようというふうに考えた場合、やはりいろいろな地域を見て、当然アパートなり、一戸建てにという形で、その地域に住むという部分で、それぞれが考えるのかなと思います。そういった部分も踏まえると、やはり千代田町は子育て環境がとても充実しているよという部分も、人口減少という部分でも一つの食い止める策になるのかなという部分もありますので、その辺もしっかりと考えていただきなからと思います。

そういった部分で、人口減少ということは、児童数が減っていくということで、西小学校も立派な小学校があります。そういった部分で、余裕教室等も今後出てくる可能性もあるのかなと思います。そういった部分も踏まえながら、しっかり子供たち、放課後、しっかり安全安心に過ごせる場所を今後も考えていただければなというふうに考えて、私からの質問事項は、これで終わりなのですが、最後にまとめとして、今、千代田町は、先ほども話した都市計画道路赤岩新福寺線もいよいよ開通の見通しも立って、来年の3月ということで、その後延伸工事、新事業によって東西の道がつながり、保健センターが移転して千代田町総合健康福祉センターというような形で変わったり、いろいろな部分で町が住みよくなっていくのかなというふうに考えます。

そういった部分で、町はよくなっても、やはり健康で長寿で元気に活動できなければ、やはりどうなのかなという部分もあるので、やはり町として安全安心で、より便利に生活できる環境づくりというのが、進めていく必要があるのかなと。来年には、次期千代田町総合計画等の見直しもあろうかと思えます。そういった部分も踏まえながら、いろいろな方の部分、いろいろな意見を聞き入れながら、行動、対応していく考えも必要なのかなと思えます。町民のために、地域のために今後ともオール千代田で、ワンチームとしてまちづくりに取り組んでいただければと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で2番、酒巻議員の一般質問を終わります。

ただいまから13時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時45分）

再 開 （午後1時00分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、3番、橋本議員の登壇を許可いたします。

3番、橋本議員。

[3番（橋本和之君）登壇]

○3番（橋本和之君） 議席番号3番の橋本でございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたしたいと思えます。傍聴人がいなくなりましたが、張り切ってやってまいりたいと思えます。

まずは、こども園の無償化について質問いたします。10月から始まった幼児教育の無償化から2カ月が経過いたしました。現時点において、どのような変化があったかを伺いたしたいと思います。無償化当初は、同じ無料であれば、幼稚園から保育園に預ける人が増えるのではないかと考えておりましたが、先日の新聞記事で知ったのでございますが、幼児教育無償化に3歳格差というのがあるとのことでした。

内容といたしましては、幼稚園機能を使う子供は、満3歳から保育料が無料になるのに対して保育園機能を使う子供は満3歳になった翌年度から保育料が無料になるとのことでした。具体的な例でお話をいたしますと、例えば今年の9月10日に満3歳になられたお子さんがおられたといたしますと、幼稚園機能で通園するお子さんは、10月の無償化から無料になります。保育園機能で通園するお子さんは、3月までは有料となり、翌年度の4月から無料となるということでした。

そこで、他県の例でございますが、保育園機能で有料だったのが、幼稚園機能に移ることによって無料となることから、保育園機能から幼稚園機能に移りたいという方が急増しているとのことでした。幼稚園機能と保育園機能の選択は、保育料というよりは、保護者の働き方の違いで選ばれるものであると認識しておりますが、新聞記事の内容も含めて、無償化から本町のこども園の変化に

ついてどのようになっているのか、健康子ども課長にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えいたします。

国の方針に基づきまして、令和元年10月1日より今回幼児教育・保育の無償化のほうが始まっております。本町の東西におけます、こども園の園児の数の動向でございますけれども、今年度10月1日以降の途中入園の申し込みでございますけれども、そちらについては、特に申し込み者が増えたというような動きはなくて、例年同様に数件程度のわずかな途中入園の申し込みがある程度でございます。

なお、特徴的な傾向といたしましては、今回の無償化を契機に、園児の保護者の一部の母親の方に対しましては、就労時間の見直しをして、少し働く時間を増やすことによって、そういった保育に欠けるという状況で、1号認定の幼稚園的利用から、そちらの2号認定の保育園的利用のほうへの認定移行の変更を希望されて、健康子ども課のほうで対応した件数が五、六件程度ございます。

先ほど橋本議員のほうからお話があった、幼保の無償化に伴います、その10月以降からの3歳児格差でしょうか、その辺が一部の新聞報道でも、私のほうも目にしたところなのですが、ちょっと整理してお伝えできればと思うのですが、今年の10月に始まった幼児教育・保育の無償化については、保育園と幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園というのは、新聞報道で1号の幼稚園利用と2号の保育園利用でちょっと格差があるのではないかとということで発表がされています。

これは例えばこども園に通う、全く同じ日に生まれた園児でも1号認定の幼稚園的利用の方というのは、制度上、満3歳になったときから園のほうに通うことができます。それで、利用料が、その翌月から無料という形になります。一方、2号認定の保育園的利用については、満3歳になっても、その年度末を過ぎて、その翌年4月1日以降から利用料が無料という形になりますので、保育園利用の方については、満3歳になったから、すぐ無料という形にはならないので、その辺がちょっと格差があるのではないかとというような指摘もあります。

また、同じ1号認定の子供でも、例えば4月生まれで満3歳になった人と年を明けて3月に満3歳になった人では、満3歳になった翌月から無償という形になりますので、同じ1号認定の方でも、そういった形で最大11カ月、そういった利用料の格差というのが生じてしまうのかと思っています。これは制度上、保育園と教育部門の幼稚園というような側面からでの格差ということになっております。

しかしながら、千代田町を見た場合には、東西のこども園については、これまでどおり旧の幼稚園の入園の許可の制度を踏襲して、現在のこども園が運営されて、入園申し込みの受け付けも実施しておるところなのですが、幼稚園的利用の1号認定の園児については、満3歳になった最初の4月1日以降の日より3歳児クラスという形で入園許可を行っておりますので、千代田町の場合については、幼稚園、1号認定の利用の方については、3歳児になったから、すぐ1号認定というのではな

くて、満3歳になった最初の翌年4月1日以降に初めて入園を許可するものですから、千代田町の東西こども園については、そういった1号認定、2号認定の格差というのは発生していない状況となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。3歳児格差は、この後も少し続けようかなと思ったのですが、千代田町では余り影響がないということで、ご回答いただきまして、ありがとうございます。それで、運営上はよろしいのかなと思っております。

続いての質問なのですけれども、続いては来年度のこども園の申し込み状況について確認したいと思います。もう来年度の申し込みの受け付けは、既に始まっていると思われませんが、先ほどと同じで無償化の影響が例年と比べると申し込み人数に変化を与えているのかどうかを聞きたいと思います。健康子ども課長、よろしく願いします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度、来年度の4月のこども園の利用案内については、先般10月の町の広報紙のほうに掲載、あるいは通園されている方は、園だよりなどによりまして周知をさせていただいております。それぞれ1号認定については11月8日まで、また2号及び3号認定の方については11月13日までの期限を定め、募集を行いました。これまで提出していただきました申し込み状況を確認、集計したところ、現在東こども園については、68名、西こども園につきましては211名の園児の数となっております。現在、今年度の11月末現在の在園の園児数でございますけれども、東こども園では83名、また西こども園では223名ですので、途中入園を考慮せずに現状での比較をいたしますと、東こども園では15名の減、また西こども園につきましても同様に12名の減という形になってございます。

今回の申し込みの動向を見ますと、東西の両こども園とも同じ傾向ではございますけれども、2号認定の保育利用を申し込みされる方のほうが圧倒的に多くて、1号認定の幼稚園利用の申し込みの4倍、2号認定は1号認定の4倍の申し込みをいただいております。今後は、本町の少子化による出生数も若干でございますが、割合が減少傾向になるかと思っておりますけれども、2号認定の園児の割合は、今後も就労の拡大とかで、更に増えてくるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 続いての質問でございますけれども、やはり無償化になって保育園に預けやすくなったというのでしょうか、人数はそんなに増えていなくて、むしろ減ったというお話でしたが、幼稚園の1号認定から2号認定に移る方というか、2号認定で通園されるお子さんが増えると思えます。そうすると、必然的にずっと問題になっていますが、保育士不足が拡大として続くのかなと思われませんが、現状では派遣社員の方で、かなりの人数を賄うやり方になっており、仕方がないのかなと

いう思いもあるのですが、今後の保育士の確保策として有効な手だてというのでしょうか、健康子ども課長が考える、そういった手だてをお答えいただければと思います。お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

こども園の運営につきましては、国の定める保育教諭の配置基準というものが定められております。園児の増加に伴いまして、適切な人員を配置しなければ園運営はできません。こども園では、ゼロ歳児から5歳児までの幅広い年代を受け入れるため、各園児の性格や行動、さらには早朝や居残り保育も含め、在園時間もさまざまでございます。また、職員の各研修会や出張、会議など、そのほかに休暇等もありまして、保育教育の現場を離れる、そういった職員も数多くおります。そういった面でも数多くの職員が園の現場では必要となっております。

本町では、こうした子育て支援の充実強化を推し進めていくために待機児童を発生させることなく、安全、安心な園運営に努めておるところでございます。これは正規の職員だけではなくて、貴重な臨時、パート、それから派遣職員等が、それぞれ連携しながら園運営に当たることによって実現できているものと認識しております。今後も子育て支援の充実を目指して、園児の人数に応じた保育、教育ニーズに的確に対応していきたいと考えております。いろいろその年によって入園される園児も数が増減しておりますので、できれば、そういった職員確保に当たっても、長期的な立場、あるいは短期的な立場、両方の立場から考えながら、職員の適正配置に努めながら、こども園の健全運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） 今現在、こども園に対して、町から給食費などの軽減策をしておられますが、来年度やそれ以降の方向性として、さらなる軽減や免除を増やしていくような考えがあるかどうか、健康子ども課長に聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

こども園の施設の利用料等が、今年の10月1日より無償化となりましたけれども、給食費としての主食及び副食については、国の方針のもとに除外という形になってございます。このため、これまで町の保育園では、園児の給食費につきましては、基本的に保育料の中に含まれてございましたが、今回の無償化を契機に給食費を明確に設定する必要が生じました。

そこで、本町におきましては、こども園における新たな給食費に関する方針といたしまして、これまでの幼稚園の給食費の金額、そちらの幼稚園利用の園児の給食費の月額4,000円を基本といたしまして、従来と同様に1号認定の幼稚園の利用の方については4,000円、また2号認定の保育利用の方についてはプラスおやつ代が1号に比べて必要となりますので、500円を上乗せさせていただきます、月額4,500円という形にさせていただきました。基本的には、この月額4,000円、あるいは4,500円

というものが基準となりますけれども、このほかに国の軽減基準や従来の町独自軽減策の一部、今回拡大も含めました、新たな見直しを行いまして、年収360万円相当未満世帯の給食費は無償、それから第2子の子供については、小学校3年生以下までの子供でカウントし、給食費を半額、また第3子以降の子供は1子の年齢に関係なくカウントし、給食費は全額無償という形で対応しております。

給食費の設定金額や軽減策につきましては、子育て支援の充実を基本原則といたしておりますが、給食提供に関する費用の公平性、透明性、あるいは近隣の市町との比較による適正な水準、さらには町の財政事情を考慮いたしました、受益者負担の観点など、さまざまな側面から考えていく必要がございます。このようなことから、安易に目先のことだけにとらわれずに無償化を拡大してしまうことは、ひいては町の将来を見据えた場合に財政状況をかえって悪化させてしまう懸念もあります。言いかえますと、子育て支援の拡充が、逆に次世代の子供たちへの負担を転嫁させてしまう、そういった事情を招きかねませんので、慎重な対応を求めていると考えております。このようなことから、現時点は、これ以上の軽減や免除を拡大する予定はございませんが、引き続き国の動向や近隣の市町の動向、あるいは本町の保護者さんのご意見なども聞きながら、今後も検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。

こども園について最後の質問になります。今年5月22日に管内視察として東西こども園に伺いました。そのときに両園とも補修や改修工事の要望を頂戴いたしたのですが、特に東こども園は老朽化が激しくて、改修工事が必要であると思われました。ほかの議員も、そう感じた方が多かったのかなと思われましたが、その後補正予算が組まれることもなく、今日に至っております。町として東こども園の改修工事についてどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。健康子ども課長、お願いします。

○議長（高橋祐二君） 茂木健康子ども課長。

○健康子ども課長（茂木久史君） ご質問にお答えさせていただきます。

現在の東こども園の園舎でございますけれども、旧東保育園といたしまして、昭和58年1月31日に竣工しており、間もなく37年目を迎える施設でございます。現在の建物自体につきましては、強固な鉄筋コンクリートづくりとなっておりますので、一般的に建て替えが必要な耐用年数、こちら60年と言われておりますことから、今後も十分耐え得る価値のある建物であるというふうに認識しておりますので、今後も長寿命化を目指していきたいと考えております。

しかしながら、既に建築後30年以上が経過しておりますので、これまで例えば直近の過去5年間を見ましても、毎年東こども園の園舎につきましては、少しずつ建物や設備などの改修工事のほうを行っております。さかのぼって5年間で見てみた場合でも総額2,000万円を超える、それぞれ改修費などを投じてございます。具体的な改修の事例といたしましては、雨どいや軒天の工事、雨水排水、

床の張り替え、トイレ改修、保育室改修、それからテラス、廊下改修、園児用のロッカー改修、食器洗淨機や冷暖房機の入替え、そのほか沐浴室や職員室、休憩室、そういったものの部屋もさまざまな改修工事を行って、また設備の入替え等も行っております。

ご指摘のように建物の外見が多少古く感じる印象もあるかもしれませんが、今後も更に磨きをかけて、園運営におけます保育教育を含める上で、特段現時点では大きな支障はないものと認識しておりますので、これからも財政事情を考慮しながら改修工事などを行いまして、施設の長寿命化を図る中で、限られた財源の中で運営を行っていきたいと思いますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。

続きましては、自主財源の確保について質問していきたいと思っております。10月から市民プラザはコスメ・ニスト千代田市民プラザに、総合体育館と温水プールはKAKI NUMAアリーナ・アクアに、東部運動公園のサッカー場は丸糸サッカーフィールドへとネーミングライツが実施され、1月からは、なかさと公園が第一三共なかさと公園になり、予定されていたネーミングライツ事業が完成いたします。2年前に発足した新たな財源確保プロジェクトが順調に進んでいる証だと思っております。

次は、いよいよ来年度に向けて企業版ふるさと納税に取り組むべきだと私は思います。私の一般質問でも過去に2度、企業版ふるさと納税を取り上げています。最初は3年半前の私自身初議会である6月議会で、私の初質問となるふるさと納税についての中で行いました。

そのときは、「水と生きる」を企業コンセプトにしている地元のサントリーさんに利根川の清掃費やその重機の購入について、またスバルさんには地元の太田市と大泉町が、その当時地方交付税の不交付団体であり、不交付団体は企業版ふるさと納税ができなかったことから、町からスバルの工場を経由して太田駅までのシャトルバスの購入を提案いたしました。2度目は、去年の12月議会で、隣の明和町でも企業版ふるさと納税をしているので、本町でも、ぜひなさってくださいと質問をいたしました。そのときは、ジョイフル本田さんをお願いをして、役場からジョイフル本田を経由して川俣駅までのシャトルバスの購入を提案いたしました。この提案は、今でも有効と思っております。ジョイフル本田さんの事業にもメリットがあるからでございます。川俣駅からのお客の誘客とパート、アルバイトの方の交通手段の確保につながるからでございます。

今回は、そういう提案は、特に予定していないのですが、強いて挙げるとすれば、防災・災害対策として堤防のかさ上げ工事が必要なところに寄附をしてもらうとか、例えばサントリーさんをお願いするのであれば、その堤防の名前をサントリー堤防として名前までつけてもらったり、排水機場の処理能力を向上させたいなら、その工事費を寄附事業にするのもいいかと思っております。堤防も排水機場も国や県の持ち物なら、寄附金を国や県に渡して、工事を早急に進めてもらうこともできると思っております。

沖縄県的那覇市では、首里城の火災被害で災害費用をふるさと納税で集めていて、当初の目標の1

億円を軽く超え、2億円以上集まっているようでございます。その寄附金を首里城は、国の持ち物なので、県に預けるとネットの記事では掲載されておりました。個人版にせよ、企業版にせよ、ふるさと納税の本来の趣旨は地域の課題の解決や、その地域の特色を生かした地方創生の事業に対して寄附を募る制度でございますから、それに沿った形で進めてもらえたらと思います。

企業版ふるさと納税については、来年度に向けて企業の税負担の軽減が6割から9割に増えることが検討されております。寄附金額の9割が税負担から控除できるので、企業としてもふるさと納税の魅力を増したと思います。

そこで、話が少し長くなりましたが、来年度に向けて、企業版ふるさと納税をする予定があるのかを含め、企業版ふるさと納税に対する考えを町長に伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ご質問にお答えいたします。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税ですが、地方公共団体が行う地方創生の取り組みに対する企業の寄附について税額控除がされるもので、平成28年度から令和元年度までの特別措置となっております。現在、例えば企業が100万円の寄附を行った場合、法人税等において約60万円の税が軽減される制度となっております。来年度の税制改正において、期間の延長や税額控除の割合が引き上げられる方針で検討を進めているようです。

平成30年12月議会において同様の質問に回答させていただきましたが、企業版ふるさと納税制度は町が実施する企業のPRとCSR事業活動の内容がうまくマッチングすることが最も重要であると考えます。今後も企業情報交換会など、企業のニーズを把握しながら、町の事業がマッチングするかなど調査研究していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、ご理解いただける企業様のご協力あってこそその制度でありますので、私もあらゆる情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、議員におかれましても、心当たりのある企業様を紹介していただいたり、ご尽力を賜れば幸いであると思っております。

先ほどお話が出たように寄附をいただいて、それを更に先ほど利根川の話も出ましたけれども、もう一つがクラウドファンディングというお話もありますけれども、どちらがいいかということも含めた中で、これからいろいろ検討していきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。ご回答とすると、やっている途中ですというところかなとは思のですが、先ほど私も述べましたけれども、恐らく企業の税額控除が9割に増えていくだろうと予想されておりますので、今の段階から、やはり9割、ほとんど、さっき町長の例でいうと、100万円寄附したら90万円は税金が少なくて済むわけでございますので、企業としても、かなりメリットが高いのかなと思います。それなので、ぜひ強力に来年度は進めていってほしいなと思

っております。

続いて、個人版のふるさと納税について質問したいと思います。今月12月で今年の締め切りが来ます。今まさに駆け込みでふるさと納税の申し込み件数が増えていると思いますが、直近の寄附件数と寄附金額を教えてください。町長、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 直近のふるさと納税の寄附件数と寄附金額ですが、10月末時点で寄附件数が955件、寄附金額が3,336万1,000円となっております。前年度同期と比べますと、寄附件数が637件の増、寄附金額が2,018万6,000円の増となっております。参考までに昨年平成30年10月末時点では313件、1,317万5,000円であります。

大幅な増となっている主な要因ですが、本年6月よりふるさと納税の指定制度が開始されました。対象団体となるためには、返礼品は返礼割合基準の3割以下とすること、返礼品は地場産品とすること、ふるさと納税の募集を適正にすることなどの要件が課されたことから、全国の地方公共団体で大幅な返礼品等の見直しを行ったこともあり、それが本町ではマスターズドリームの申し込みが急増しております。プラスの影響が出ているのではないかと思います。ぜひ議員さんも知人の方等にも連絡を入れていただいて、町のほうにどしどしふるさと納税をしていただくようにご協力いただければありがたいなと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。関連質問をちょっとしたのですけれども、今、町長が述べられた理由の深掘りでございます。返礼品の割合が3割になりまして、普通というか、ほかの自治体では減っているところが多いのが現状かなと思いますが、今お聞きしたところ、千代田町はかなり伸びていると。理由は、マスターズドリームが伸びているのだというお話でございましたが、何かそれだけではなくて、いろいろ返礼品の項目を増やしたりだとか、いろいろな策を打ったのだと思いますが、上げた理由を、マスターズドリーム以外で、町長が考えることで構いませんので、お答えいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、ふるさと納税の金額、寄附額が上がった要因といたしますのは、担当の職員を初めいろいろなことを駆使しながら相談した結果、返礼品も5年前から比べると随分充実しました。さらにはPRですね、PRも含めた中で、3つ、4つぐらいのPRを専門業者に任せております。そんな中で5年前から思いますと、約20倍近く増えております。たしか私の記憶ですと、5年、6年、7年前が300万円ぐらいだったかなと。数字はちょっと前後しますけれども、300万円ぐらいだったと思うのです。今年度は目標額が、昨年が5,000万円をちょっと超えました。今年度は、これか

ら12月いっぱいにかけて、また増えてくると思うのですが、今年度は7,000万円、8,000万円ぐらいの目標を立てて行っております。目標は1億円以上だということを目指しながらやっております。

また、近隣のほうでも西邑楽3町でサントリービールと経済連携の締結をさせていただいた中で、大泉町のほうから、大泉だけれども、千代田にサントリービールがあるけれども、ぜひ返礼品で使わせてくれというお話もありまして、オーケーですよというお話をさせていただきました。それがために企業間の壁は低くしながら、西邑楽5町を含めて1市5町ですか、を含めて、その辺は連携をとりながらやっていきたいと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

○3番（橋本和之君） ありがとうございます。

次に、各種補助金について質問したいと思います。先月は執行部の方が各地区を順番に回り、住民の意見を聴取する地区懇談会が行われました。私も地元の地区懇談会に出席いたしました。地区懇談会の資料に、補助金が記載されていて、とてもよかったと思いました。ただ、補助金の中には、余り使われなくなったり、時代にそぐわなくなったものがあると思われまます。自主財源を確保するという意味では、使われなくなった補助金の廃止を検討すべきと思いますが、国や県から交付される補助金を除いて具体的な廃止予定があるかや、廃止の検討をすべきだということについて、町の考えを聞きたいと思ひます。町長、お願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 限られた財源を有効に活用するためには事業の選択と集中が求められます。現在、令和2年度予算の編成作業中ですが、予算編成の基本方針として、全ての事業、補助金の見直しを掲げております。もちろん、必要な事業や補助金については継続して展開してまいります。ご質問のとおり使用されていない補助金は、時代にそぐわない補助金については、より費用対効果が高く、有効な内容へと見直すよう指示を行っております。

また、決算審査時には、監査委員より、過度の剰余金が生じないようにとの意見をいただいておりますので、こちらの観点からも活用しやすい補助金へと内容を見直す必要を認識しております。具体的な予定や考えについては、本議会終了後に来年度予算の査定を実施いたしますので、町全体の財政状況や補助金担当課局の意見も勘案しつつ、予算編成査定を通じて補助内容の見直しを実施していきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思ひます。今年度の地区懇談会におかれましても、補助金を中心に町民の方にお知らせさせていただきました。

○議長（高橋祐二君） 3番、橋本議員。

橋本議員に申し上げます。残りわずかですので、まとめに入ってください。

○3番（橋本和之君） はい。ご回答ありがとうございます。せつかくの補助金でございますので、必要な人のところに確実に、かつ有効に補助金が活用されることをお願いいたしまして、私の一般質

問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で3番、橋本議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、川田議員の登壇を許可いたします。

6番、川田議員。

[6番（川田延明君）登壇]

○6番（川田延明君） 6番、川田でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず、舞木土地区画整理地域内のその後の住環境整備についてですけれども、本地区は昭和52年8月に市街化区域の指定を受けましてから新規住宅の建築や民間による宅地開発が進められている地区でありました。狭い道路に住宅が建設され、住環境の悪化が心配されていまして。本事業は、未整備な公共施設を整備し、土地利用の増進と健全な市街地の造成を行うことを目的としたものです。

町長さんを初め多くの町のご支援、そして組合員を含む多くの関係者の方々の協力のもとに、昨年末でたく終了することができました。おかげさまで、区画整理前は田園風景が広がり、道路も狭く、閑散なところでしたが、現在は役場、小中学校、こども園も近く、安心して生活できる健全な住みよい住宅地となりました。

しかしながら、平成8年に事業開始以来、22年の歳月がたちましたが、今なお公園整備ができておりません。この場所には公園予定地もあり、子育てにはよい場所として保留地を購入していただいた方も大勢います。近年は、住宅が急増し、今後ますます子供の数が増えてくるものと予想されます。ご協力いただいた方々へ、これから生まれてくる子供に対しても、子育て支援の観点からも公園予定地の整備を早急をお願いしたいと思います。

現在、1号公園では、片隅をごみステーションに利用しています。2号公園では、グラウンドゴルフ場として活用されております。それらの移転計画を含む今後の整備予定についてお聞かせ願えればと思います。

なお、なかさと公園も近いことから、立派な公園でなくても、軽い運動や健康増進を考えながらの、皆さんが和める公園であれば、よいとは思っております。ご答弁願います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

一時停止線の関係でなくて、公園の関係でよろしいですね。

[「一時停止線の関係は2問目に」と言う人あり]

○町長（高橋純一君） わかりました。公園整備については、今年度舞木土地区画整理地内3号公園の整備を進めているところであります。もう発注済みであります。今後残る2カ所の公園用地についても整備を進めてまいります。1号公園用地については、公園用地の一部に地元からの要望があり、

ごみステーションが設置されております。ごみステーションの位置を変更することは、地域住民の混乱を招くことにもなりかねませんので、変更することなく、引き続き利用できるよう配慮していきたいと考えております。

また、2号公園用地については、現在未整備な中、広場として開放しておりますが、公園管理を兼ねて、部分的にグラウンドゴルフ場として多くの方が利用しております。地域の交流の場となっております。今後整備が使い方に当たっては、グラウンドゴルフ場にも配慮いたしまして、日常的な健康づくりの場、触れ合いの場として、子供から高齢者まで幅広い年齢層の方々が快適に利用できるよう園内中央に広い多目的スペースを確保し、周囲に遊具等の設置を考えております。また、用地の一部について、人口減少対策として住宅分譲の区画を計画することで、定住者を増やすことも検討しております。

○議長（高橋祐二君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） ありがとうございます。ごみステーションは、そのまま活用して、グラウンドゴルフ場は移転を考えてもらえるのかなというふうに考えておりました。

2号公園のグラウンドゴルフ場の場所ですけれども、ここは一番住宅の数が増えております。また、そこをもって部分的に住宅用地として用地を構えるということですが、そういった考えがあるのであれば、早急に、早いうちに公園整備をしていただきたい。よろしく願いいたします。

それから、先ほど町長にちょっとラインの白線が薄いということを通告申し上げておったわけですが、近年住宅が急増いたしまして、見通しのよかった交差点も停止線が消えているところもったり、あるいは見づらくなってしまっている場所が非常に目立ちます。これも長い年月、住宅、区画整理にかかったものですから、その分薄くなってしまっているということなのですが、停止線や標識等及び白線が薄くなっているところ、その点についての見直し整備等よろしく願いしたいと思いますが、その点についてご答弁願います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 大泉警察署管内における交通事故、人身事故は、10月末現在で昨年の同時期よりも113件減少しており、本町においては5件減であります。39件もの交通事故が発生しております。交通事故の原因は、道路環境要因だけではなく、人的要因、交通モラルの低下に起因するものが増加しております。このような状況の中、本町においても日々の生活の中で自動車の使用は欠かすことのない移動手段であります。そのため、1件でも交通事故が減少するよう舞木土地区画整理地内に限らず、標識等の交通安全施設の整備や道路環境整備に努めております。

また、信号機、横断歩道、止まれなどの規制路面標示等については、群馬県公安委員会が統括しておりますので、大泉警察署経由で依頼し、改善を図っております。大泉警察署によると、巡回警ら中に路面標示が不鮮明な箇所を確認するなど状況把握に努めていると伺っております。同時に、本町の

職員が不鮮明な箇所を発見した場合は、大泉警察署交通課に連絡させていただき、交通安全施設の整備をお願いしているところでもあります。しかし、大泉警察署管内には膨大な数の規制箇所があり、限られた予算の範囲では要望の全てを改善することは難しく、優先箇所から順次対応しているとのことでもあります。

直近で申し上げますと、西小学校の西側を通っている町道1-402号線の大きな交差点内にある横断歩道については、大泉警察署にお願ひし、引き直しを行っていただきました。また、薄くなった外側線等については、共同管理している都市整備課と総務課の交通担当が連携を図りながら、継続して修繕を行っており、区画整理区域内の一部路線については、今年9月に外側線の引き直しを実施いたしました。いずれにいたしましても、本町における交通事故の撲滅と交通安全意識の向上に努めていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） 千代田町管内交通事故が減少しているということで、ほっとしているところでございますけれども、先ほどの白線が薄くなっているところ、先日の11月9日の議会報告会ですか、そのときも町民からお話をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

関連質問です。都市計画道路の住宅側にある、花木の植え込みスペースがあるのですが、現在は近所の方の厚意により、季節ごとの花が、心和むような花がたくさん植えられています。しかし、この手入れにはすごく労力が必要です。ここ十数年、春から夏にかけて朝早くから毎日のように草取りなど手入れを行ってくださっている方がいらっしゃいます。その方も十数年たっておりますので、ご高齢になってきています。ここまでのボランティア活動は、なかなかできることではないのではないかなど。来年になりますと、いよいよ都市計画道路が開通する運びとなっております。

舞木のセブンイレブンのところから赤岩のフードショップクリバラまでのところなのですが、今後その場所に町の記念樹を植えるのか、現在のように親切なボランティアの力をかりて花壇として活用するのか、いずれにしても現在は規約も何もなく、本当にここで花壇として使っているののだろうかというような状態であります。町としての方向性を出していただきたいと考えています。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど議員が述べたように関連質問ということで、お話をいただいたのですが、今現在あそこの植樹升ですか、をボランティアの方が花を植えていただいて、その後は大変だというお話だと思うのです。それに関しましては、全部で建設業というのは27業種あるのです。27業種ある中で、例えば造園という項目があるのですが、27業種ある中で造園だけが生き物を扱っているのです。街路樹もそうですけれども、植えてから、そのままというわけにはいかないです。植えてからだんだん成長していくわけなのです。その辺を勘案していきますと、今現在ありがたい話

で、ボランティアで花を植えていただいている方々もお年を召してきたということなのですから、その辺を含めた中で後継者づくりも大事なかなと思っています。

そんな中で後継者づくりも大切なので、議員が中心となって、ぜひ地元で後継者もつくっていただければありがたいなと思っているのですが、ただそれだけではなくて、都市計画道路赤岩新福寺線には、両側が3.5メートルの歩道が設けてあるのです。延伸路線についても同様の歩道を設置する予定であります。安全対策には十分配慮しておりますが、しかし歩道を設置することによって交通事故が懸念されることもあります。道路環境整備のみならず交通モラル等も含めた中で、これから懸念される間、協力のもと、子供たちや高齢者を中心に交通教室なども行っていきたいと、こう考えております。

また、歩道にあるスペースについてであります。植樹樹のことであろうかと思いますが、現在その大部分は草木等が植樹されておりませんが、先ほど議員が述べたように、草花等が植栽されております。これは協働のまちづくり事業を活用しまして維持管理されているものです。また、舞木エリアの一部は、地域のボランティアの皆様によって、ご厚意により管理していただいているものであります。しかし、いつまでも皆さんにお世話になるわけにはいきませんので、都市計画道路赤岩新福寺線及び延伸道路の供用開始までには植木の里である千代田町、緑豊かなまちに恥じぬよう、管理が容易で経費の余りかからない植樹を選定しながら、季節を感じられる植栽を行いたいと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） ありがとうございます。

ちょっとしつこくて申しわけないですけども、広い植え込みスペースがあるのです。あそこは、手のかからない樹木といいますけれども、全く全然草花がなくなってしまうと、ちょっと寂しいなという気がいたします。先ほど町長がおっしゃられた協働のまちづくりですか、その辺を踏まえながら、その住宅の地域の方々をお願いするといったスペースも設けていただけたらいいかなというふうに考えております。これは後ほど、後ほどというか、おいおい担当課長さんなりと相談したいと思います。よろしく願いいたします。

次の質問です。利根川新橋着工に向けてということなのですから、利根川新橋を架ける市民の会が平成18年12月に発足して以来、さまざまな新橋建設促進事業を行ってきました。ようやく平成30年10月、群馬県では県土整備プランの見直しがありまして、5カ年計画では令和4年度、利根川新橋及び道路網の事業着手と明示され、総事業費が200億円という規模で提示されました。まだ着工は決定されていないようですが、決定に向けてのハードルといいますか、まだまだあるとは思いますが、いつごろ決定されるのか。決定がなされた場合には千代田町内に人を呼び込む施策、どのようにお考えなのか、受け入れ態勢ができていたら、その辺についてできる範囲でお知らせ願いたい。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） ご質問にお答えいたします。

まず、皆さんもご存じのことと思いますが、きょうまでの利根川新橋建設に向けた活動及び取り組み状況について触れさせていただきます。平成9年2月18日、当時の足利市、太田市、館林市、千代田町、大泉町、邑楽町、当時の明和村、熊谷市、行田市、深谷市、妻沼町、江南町、川本町、大里村、南河原村の関係15市町村により利根川新橋建設促進期成同盟会が設立されました。その後、市町村合併を経て、現在6市4町の10市町で構成をされております。同盟会の取り組みについては、群馬県、埼玉県、栃木県及び国、国土交通省、関東地方整備局への要望活動を中心に実施をしております。

その結果、群馬県の要望活動の成果として、はばたけ群馬・県土整備プラン2013から2022に令和4年度、平成34年度までに着手予定事業として記載されたことは非常に喜ばしい限りであります。先ほど議員が述べられた200億円というのは、どこから出たのか私にはわからないのですけれども、それには49億円という事業費の仮定の数字がのっております。200億円というのは、どこから出たのかちょっとわからないのですけれども、また本町では、利根川新橋建設促進期成同盟会はもちろんのこと、利根川新橋を架ける市民の会、利根川新橋建設促進西邑楽3町議員連盟もあるのだと思います。熊谷市議会連盟などと連携を図りながら、利根川新橋の早期実現に向けた取り組みを行っております。

具体的には、平成28年3月に策定をした、千代田町総合戦略に利根川新橋建設促進事業を位置づけ、千代田町利根川新橋建設促進事業実施要綱を策定し、要望活動や各種PR活動の推進を図っております。私は町長に就任して以来、埼玉県知事や国土交通大臣と直接お会いしました。利根川新橋の必要性についてお話をさせていただいておりますが、今後もより一層各団体との連携を図りながら、精力的に要望活動及び各種PR活動に努めてまいりたいと考えております。もちろん、利根川に新橋をかけていただくためには要望活動等も非常に重要であります。新橋の受け入れ態勢としてアクセス道路のインフラ整備も必要であると考えております。

その一つが、都市計画道路赤岩新福寺線及び延伸道路の整備であります。都市計画道路については、平成12年4月18日に千代田町の将来を見据えて6路線、約10キロが都市計画決定されました。その後、区画整理事業やまちづくり交付金事業により1キロを改良いたしました。更に、都市計画道路赤岩新福寺線整備事業として、平成23年度から平成27年度の5カ年計画で事業認可を取得し、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、平成23年度から赤岩地内の用地買収や建物補償に着手しました。しかしながら、皆様もご承知のとおり、東日本大震災を初めとする多くの災害が日本を襲いました。その影響により、予定されていた交付金の確保が難しい状況になり、令和2年度までの5年間、事業認可の延伸を余儀なくされました。その間、紆余曲折はありましたが、粛々と継続して事業を進めたり、国や県へ要望活動を繰り返し、補助率のアップもあり、現在の都市計画道路が形づくられたわけがあります。

また、新たな構想として、(仮称)「西邑楽三町地域広域幹線産業道路」の整備も考えております。

現在西邑楽3町、千代田町、大泉町、邑楽町、周辺の幹線道路についても近隣、隣接する工業団地や住宅地開発の増加に伴い、通勤及び帰宅時間等において慢性的な渋滞が発生しております。また、渋滞を避けるために多くの車両が通学路や農道に流入し、出会い頭の交通事故も頻繁に発生している状況であります。大きな交通事故の発生も懸念されることでもあります。この問題の解決と西邑楽3町の都市基盤の構築のためには、3町を結ぶ広域幹線産業道路の整備、総延長4.2キロですが、最も有効であると考えております。

先般、館林、邑楽の県議にも要望を行ってきております。一般質問も県議員のほうから行っていただいております。その実現により、南北軸である利根川新橋と東西軸である都市計画道路及び広域幹線産業道路が、工業出荷高の多い東毛地域の首都圏に向けた流れをより一層効率的にするとともに、関東地方における物流経済の拠点、また災害時の緊急輸送道路としても大きく貢献できると考えております。また、地方創生が叫ばれる中、人口交流の拡大による地域活性化のための自治体間を結ぶ道路ネットワークとして重要な役割を果たすものと考えているところであります。さらには、多くの方が利用する道路ネットワークの構築により、道の駅建設についても現実味を帯び、視野が広がってくるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、国、県ともに厳しい財政状況であります。当地域の実情を理解していただき、各種整備事業について、私自身ハードルを上げながら、力強い支援をいただき、早期実現できるよう要望してまいりたいと考えております。また、行政だけでなく、議員各位におかれましても期成同盟内の議員同士で連携をとりながら、行政、議会、町民、企業が一体となって活動を行うことが重要でありますので、お互いハードルを上げながら、強い意思を持ちながら頑張っていきたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 6番、川田議員。

○6番（川田延明君） ありがとうございます。町の将来を見据えて、さまざまな新規事業を考えていらっしゃるのことがわかりました。今の話にもありましたけれども、道の駅、川の駅の関係ですが、何が何でも新橋が決定した場合、千代田にできるよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、高橋町長におかれましては、政治というのは、町民の目線に立ちながら、見る、聞く、言う、答える、まさに政治は治めることであると言ってきました。これからも情熱を持って、強くて優しいまちづくりをお願ひいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋祐二君） 以上で6番、川田議員の一般質問を終わります。

ただいまから14時20分まで休憩といたします。

休 憩 （午後 2時07分）

再 開 （午後 2時20分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、7番、襟川議員の登壇を許可いたします。

7番、襟川議員。

[7番（襟川仁志君）登壇]

○7番（襟川仁志君） 議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

私からは、町長の政策の公約と今後の挑戦ということで、我ながらいい題名ができたかなというふうに思っているところなのですが、これについて質問したいというふうに思います。

高橋町長が初当選をして、就任をして、もうすぐ4年がたとうとしております。未来志向の町政ということで、大きく5つのビジョンを公約として掲げました。農工商振興と観光資源の整備、きめ細かい社会福祉の推進、未来へ向けたまちづくり、文化の誇れる千代田町、そして行政サービスの向上ということであります。細かい中身については申し上げませんが、この公約がどのくらい進んだのかということでございますが、特に初年度はいろいろな事業を予算化したということで、町長のカラーを出すのも非常に難しかったのかなというふうに思いますが、その中でも、ちよだ利根川おもてなしマラソンなど、活力あるイベントなど積極的に取り入れたということは大変すばらしいことだというふうに思います。町長の幅広い人脈と職員の皆さんとのコミュニケーションがうまくいったのかなと。何よりも町長の実行力があったことだというふうに感じているところでございます。

そこで、町長自身、この3年8カ月を振り返って、町長としての実績をどのように評価されているのかというのを、まずお聞きしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） まず、私の総括を含めた貴重な答弁の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

町長に就任してから早いもので3年10カ月がたとうとしております。就任前の選挙戦では、未来志向の町政という公約を掲げ、その必要性を多くの方に理解していただいたものと思っております。この3年10カ月間、町民の皆様とのお約束を果たすために私なりに努力を重ねてまいりました。もちろん、公約の全てを実現できたわけではありませんが、それぞれの分野で訴えてきたことに挑戦し、そのほとんどに取り組むことができたと思っております。その結果、約140の新たな改革を行ってきました。

中でも就任前から懸案事項となっていた新規工業団地の事業化や都市計画道路の開通、そして舞木土地区画整理組合の事業完了と町の都市基盤整備に係る事業を皆様のご理解とご協力をいただきながら大きく前進させることができました。また、おもてなしマラソンを筆頭に桜まつり、周遊ツアー等々行政だけでなく民間の活力を十分に取り込み、官民が一体となって事業展開ができたこと、あるいは

千代田の祭「川せがき」では、よき伝統を残しつつ、新たに東武トップツアーズと連携し、移住定住の促進のために都心からお客様を呼び込めたことも町の活性化につながっていると信じております。

その結果、先ほど述べたようにふるさと納税も5年前から20倍になりました。交流人口、関係人口も増えたと確信をしております。正直申し上げまして、生まれ育った千代田町のためにやってきたことを振り返る間もなく、一心不乱、一意専心に挑戦をハードルを上げて、私なりに進めてきたことが私の本音であります。

改めて総括として振り返るとするならば、何事にも周りの意見を聞くことを大切にしてきたことで、町民の皆様の声に耳を傾け、職員とのコミュニケーションを多くとり、その中でよしあしを判断させていただき、スピード感を持って町政運営に取り組んでまいりました。私の考えるまちづくりは、人づくりがベースになります。第5次総合計画にも「人財」という文言が入っております。私は人財、人の財産ですね、私は議員当時、人材でなく、人の材料でなく、人の財産といったことを訴えた記憶があります。職員に対しましては、意識改革も訴えてまいりました。これまでの常識や慣例にとらわれないこと、よいと思うことは失敗を恐れずやってくれということ、チャレンジしていける環境づくりにも配慮してきました。失敗をしたときは、私が全責任をとるということも訓辞で述べさせていただきました。

これまでの評価につきましては、私の情熱や政治姿勢を見て、町民の皆様が判断してくださることであると思っております。ただし、満足した結果であったかと問われれば、任期中の実績に決して満足はしておりません。これから今まで以上にハードルを上げながら、町政運営に邁進したいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） 町長から総括ということいただきました。まだまだ4年では、やり足りないところもあったのかなというふうに思いますが、140もの新たな改革を行ったということで、大変素晴らしい4年間だったのかなというふうに思いますが、先日全員協議会の場におきまして、千代田町総合戦略を1年間延長するというお話がありました。これについては、国、県の指針がまだ決まっていないということと、第6次総合計画と整合性を図るという話でありました。予定ですと、千代田町第6次総合計画の策定が、もう既に始まっているのかなというふうに思っております。そして、来年の12月には、この議会の定例会におきまして、議案として上がってくるのではないかとというふうに考えておりますが、ちょうど今の時期は、基本構想や骨子を議論している最中かなというふうに推察するわけでございます。大事な10年間、千代田町の未来を左右する総合計画に町長の今後の思いが当然入ってきているのではないかなというふうに考えております。

そこで、総合計画の策定に当たり、どのような思いを伝えているのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問お答えいたします。

総合計画につきましては、町の最上位計画であり、より豊かな住民生活を実現するために、町の将来像やグランドデザインを示す非常に重要な計画であると認識をしております。現在策定作業に入っておりますが、現行計画の達成状況を確認しつつ、千代田町の将来に必要な事業の選別を行ってまいりたいと考えております。どの分野も重要であります、強いて重要項目として挙げるのであれば、安定的な財源確保と雇用を生み出す工業団地の造成であります。また、鉄道も国道もない町でありますので、東西南北それぞれのアクセス道路の整備と利根川新橋の早期実現、そのほか掘り起こす観光や教育、子育ての支援、多世代交流や保健センターと社協の複合化、次の都市計画道路といったことにも力を入れてまいりたいと考えております。

また、関係性の深い総合戦略につきましては、総合計画と整合性を保つ必要があり、先日の全員協議会で説明をさせていただいたとおり、現行の計画を1年延長し、次期総合計画と同じく令和3年度からの計画期間といたします。このことにより、人口減少対策の部分は総合戦略の中で盛り込むこととなりますので、内容が重複することがなく、事業に取り組んでいくことができます。いずれにいたしましても、実効性のある事業を積み上げ、まちづくりを進めていくこととなりますが、やはり一つ一つの事業に携わる人間の力が何より大切であると思います。人財育成がまちづくりの基本となります。次期総合計画では、ラグビーワールドカップの日本代表チームのように、町民、議員、職員がワンチームで、一つの目標に対し、チームで協力しながら前へ前へと前進するまちづくりに取り組んでいけるよう体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） いろいろと事業を挙げていただきました。これを実行するにも、先ほど町長が言ったとおり、人づくり、人財づくりが必要だということでもあります。また、周りの意見をよく聞くというお話もありました。

先日、地区懇談会が10カ所で行われたわけですが、いろいろな事業の説明の後に質疑応答がありました。いろいろな要望が挙がってきたのかなというふうに思います。2年に1回の中の地区懇談会ではありますが、すぐにできることもあるだろうし、中長期的にやらなくてはならないという意見もあったのかなという中で、ぜひその地区の長い思いといいますか、長い願いですかね、要望が幾つかあったのかなというふうに思っております。ぜひこの10年間、次の10年間の中には、そういった要望、願いがかなえられるように、ぜひ総合戦略の中に取り入れていただきたいなというふうに私自身思ったところでございます。

それでは、1期4年、先ほども町長が申されたとおり、この1期4年間でやり残したことも多々あるというお話でありました。今後町に必要な新たな施策があるとすれば、どういったことか。また、今後の町政の取り組みについてお聞かせいただきたいというふうに思います。そして、高橋町長の今

後の決意についても改めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど議員が述べたように、先般地区懇談会を行わせていただいた中でいろいろな要望等がありました。その要望も、これから作成する総合戦略、総合計画等々を踏まえた中で盛り込んでいくように我々もしっかりとやっていきたいと、こう考えております。

今後の決意ということではありますが、またまだやるべきこと、やりたいことは尽きることはありません。人口が減っていき、財政事情も厳しい中で、町長という立場で町の発展を実現していくことは多くの犠牲と苦勞を伴うものであります。私は、これまでも選択を迫られたときは、常に厳しい環境に身を置くことを選んできました。

また、刺激も求めてきました。幸いにして気力、体力、発想力、やる気ともに充実しておりますので、これからも町民の皆様と力を合わせ、町政の先頭に立って、感謝の気持ちを忘れず、生まれ育った千代田町のために全力を尽くす覚悟であります。今後も議員各位におかれましても、苦言、助言、ご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） それでは、改めてお聞きします。

3月の町長選挙に出馬を宣言するというので、よろしいでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） そうですね。来年の3月25日が、たしか3月いっぱいでしたかな、が任期なのですけれども、来年残された期間、一生懸命やりながら、また来年の選挙に向けて、私も一生懸命、また2期目を目指して頑張らせていただきたいと、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 7番、襟川議員。

○7番（襟川仁志君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 以上で7番、襟川議員の一般質問を終わります。

続いて、1番、大澤議員の登壇を許可いたします。

1番、大澤議員。

[1番（大澤成樹君）登壇]

○1番（大澤成樹君） 改めまして、こんにちは。議席番号1番、大澤でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

先ほど町長から2期目の出馬の表明をいただいた後、大変やりになくと思っているわけでありませ

が、通告どおりに質問のほうをさせていただきたいというふうに思います。

今回は、利根川水系連合の総合水防演習についてということ、また学力向上に向けた取り組みということで、大きく2つの質問をさせていただきます。

まずは、利根川水系連合・総合水防演習が来年、本町利根川河川敷において開催されることとなりました。利根川水系連合・総合水防演習については、昭和22年のカスリーン台風による未曾有の被害を教訓として、昭和27年から始められ、国土交通省及び関東1都6県並びに開催の市町村の主権により、毎年利根川水系の河川で開催をしております。国土交通大臣、また群馬県知事を始め多くの関係者、一般来場者を迎えることは、本町にとっても大変名誉なことであろうと思いますし、町にとっても町の魅力を発信する大きなチャンスでもであろうと思います。ぜひとも総合水防演習を従来にも増して成功させるべきというふうに考えますが、まずはこの水防演習の概要についてお伺いをしたいと思います。町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

令和2年度に第69回利根川水系連合・総合水防演習が千代田町を会場に行われる予定であります。演習の目的といたしましては、地域を守る水防団の士気の高揚と水防技術の向上、後継者の育成、技術向上を図るとともに、国、県、町、防災関係機関及び民間協力団体の連携を得て実施し、協力体制の確立と防災技術の向上及び地域住民の防災意識の高揚を図ることです。

演習は、例年ですと、第1部の水防演習、水防訓練、第2部の救出・救護訓練と2部構成で行われております。日時は例年5月の第3週目の土曜日に実施されておりますので、令和2年度ですと、16日が想定されますが、今のところ、国土交通省から公表はされておられません。場所については、赤岩渡船場上流付近を想定されております。

参加団体については、主催である国土交通省、開催県、開催自治体のほか、例年を見ますと、水防団、自主防災会、要介護者施設、学校関係、地元企業、建設業協会、赤十字関係者、警察、消防、自衛隊、気象庁、独立行政法人など多くの関係者が参加いたします。千代田町で開催される場合も同様の団体が参加するものと思われまます。

なお、今年開催された足利市では、演習参加団体で1,461名の参加がありました。また、例年の来場者数は関係者を含めて1万3,000人を見込んでおります。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 地域を守る水防団の士気の高揚と技術の向上というお話をいただきました。また、国、県、町、防災関係機関、民間の協力団体の連携、協力体制の確立と防災技術の向上は大変大事なことであります。また、過日の台風19号のこともありまして、近年、風水害のリスクが高まっているのかなというふうにも感じているところでございます。多くの町民に演習に参加をしていただ

く、また演習を見学していただくことで、災害が発生した際の的確な行動が行えるような体制づくりの訓練にもなるのだろうというふうに思っております。

ぜひとも町民多くの方々に参加をしていただきたいなというふうに思っているところでございまして、まだ日程も5月16日であろうということで、決まっていないというようなご答弁もあったわけですが、本町で開催するということではあると思いますので、周知方法についてどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 多くの方に演習に参加してもらおうということですが、演習に参加できる方は限られているようであります。主として実演を行うのが水防団、少年消防クラブ、自主防災組織、消防、警察、自衛隊、赤十字であり、これまでの災害から課題となっているものを克服すべく関係団体にも参加してもらい、同様な災害発生時には被害を最小限にとどめるものと考えております。演習の参加者とならない方は、ぜひ見学して知識を身につけていただければと思っております。

また、周知についてであります。町内はもとより、関係する1都6県や周辺自治体にも周知を図り、多くの方が来場するよう計画するものと思われまます。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 演習に参加することはできないということですが、見学をしていただくというお話もさせていただきましたが、見学をする中で、おのおのが考える行動ができるようになればいいのかなというふうに思います。先ほど町長答弁の中にもございましたが、昨年68回は栃木県の足利市で行われました。たまたま情報がありまして、当日会場に行くことはできなかったわけですが、水防演習のポスターやリーフレットなんかもお配りしていたと。ポスターは、事前に掲示ですかね、リーフレットなんかもお配りをして啓発活動なんかも行っていたというようなこともお聞きしております。

森議員さんのお話の中にもありましたが、町もいろいろな広報ツールを持っているのかなというふうに思っておりますので、町広報を始めホームページやツイッター、フェイスブック、回覧板等あらゆる広報ツールを使っていただき、広く周知を図って、一人でも多くの町民の方々が演習会場に足を運んでいただける、そんな機会にしていきたいと思っております。

次に、昨年開催されました足利においては、主催者発表で関係者、一般参加者、町長から1万3,000人を見込むという話で、昨年の足利開催が総勢約1万6,000人ということでの発表があったそうでございます。もちろん、水防演習でありますので、地域を守る水防団の士気の高揚と技術の向上、国、県、町の防災関係、民間協力団体の連携を強めることは当然のことではありますが、本町にとりましては、観光や物産など、町の魅力をPRする大きなチャンスでもあるのかなというふうに思っておりますが、この点につきまして、町長、どのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 例年ですと、来場者の方に会場入り口で啓発資料等を渡しております。その中に千代田町の観光パンフレット等を加えてお渡ししていこうと考えております。また、展示、体験、物産コーナーが設けられ、防災関係の企業や団体、地元の物産などのブースが出店されております。また、当日は国のほうの国交省の関係の大臣、ほかの方も見えると思いますので、これを契機に利根川新橋のPRもさせていただければと、こう考えております。そのほかできることがありましたら、国土交通省、群馬県と調整してPRしていければと考えております。

なお、来年、群馬県のほうが4月からデスティネーションキャンペーンも行います。その辺も含めた中で、県とよく打ち合わせをしていきながら当日を迎えていきたいと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） できることがあればやっていくということで、1万人を超える関係者、また一般の方々が、この千代田町へ訪れていただけるということで、ぜひとも観光パンフレット、飲食のマップなど、既に町にあるものは活用していただいて、そのほかにもみどりちゃんグッズの販売なんかもしていただくと、この千代田町の魅力を発信する一つになるのかなというふうにも思っておりますので、あわせてお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。この演習を成功させるための一つとして、演習会場の整備を始め国に対してどのような要望を行い、要望に対する対応状況が現状どうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えいたします。

私もちょうど30年前に消防団として千代田町の会場で、当時は瀬戸井地区、上五箇地区が会場だったのですが、参加をいたしました。今回何度も私も現地へ足を運び、会場等も含めて要望を行ってきました。町長に就任してから、私が就任してから4度あったと思うのですがけれども、その中で3回、私も今までやった会場をずっと見てきました。30年前の経験もあります。

それを踏まえた中で、国への要望ですが、5月23日に国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長のところへ本町における利根川河川敷の利用状況と今後の構想を説明させていただき、国で予定している利根川水系連合・総合水防演習会場の整備に合わせて利根川河川敷利活用のための整備を行っていただけるよう要望書を提出させていただきました。地元住民の方々、赤岩地区の方を中心に役場内で利根川の河川敷の利活用の意見も伺いました。そのことを踏まえた中で、将来的には、なかさと公園付近から利根大堰までの河川敷を整備し、町の重要な観光資源として活用していきたいと考えております。

河川敷を利活用する際に重要となる赤岩渡船場と瀬戸井取水口付近にあります坂路の拡幅、瀬戸井取水口付近の管理用通路の橋梁部の拡幅、河川敷の出入り口の整備ですね、また演習会場として整地された部分を復旧せずに整地したまま残していただき、川せがきの会場や河川敷駐車場など有効に活用させていただきたいという内容で要望させていただきました。国交省、県のほうから細かいことが町のほうに来ましたら、ぜひ皆さんにまたご案内をしたいと、こう考えております。いずれにしても、河川敷の水防演習が終わったら、その後の有効活用はもちろん考えていきたいと、こう考えております。あそこを利活用していきながら、これから町の活性化にもつなげていければと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） なかさ公園から利根大堰のあたりまでということで、広範囲にわたっての整備を計画していくと。今回だけではないというふうに思っておりますが、ぜひともここにいる議員の中からも利根川の利活用というお話は何回もあったと思いますし、町の活性化のために利根川は使えるのだというふうに私も感じているところでございます。これを契機に、よりこの利根川の利活用という部分において、もっと町外からも人が集まれる、そんな場所になっていけたらいいのかなというふうに思います。開催に向けてでございますが、国土交通省、群馬県及び関係機関、団体との連携、コミュニケーションが非常に大事なのだろうというふうに思います。

先ほど町長より、30年前に瀬戸井のところで行ったというところでございましたが、前回本町で実施した水防演習よりも、更に充実した立派な演習にさせていただきたいというふうに思います。そのためにも町内関係者の皆様、町民の皆様が一丸となって取り組む必要があろうというふうにも思いますので、よろしく願いいたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、学力向上の取り組みについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。まずは、本町においては、児童生徒の学力向上に向けて、さまざまな取り組みを進めていただいているというふうに私認識しているところでございます。これまでの取り組みが着実に実を結び始めているところもあるのかなというふうに思っております。特に英語については、英語教育の教育課程特例校として指定され、平成29年4月から中学校生徒が受験する英語検定の検定料を全額助成する、千代田町英語検定料助成事業が開始をされました。年に2回、3回と受験が可能であり、多くの中学生が受験をしております。

本年度の全国学力・学習状況調査において千代田町の生徒が英語においては平均点を上回ったということは、この取り組みの成果の一端であろうというふうに思っております。そんなことも含めまして、学力向上の一環として、各種検定についても生徒に勧奨していくことは有効な取り組みであると感じております。近年の町内小中学校における漢字検定、数学検定、また算数検定など取り組み状況がどうなっているのか、受験者数、また合格の状況などもわかれば教えていただければというふうに思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） ご質問お答えいたします。

町内小中学校における各検定の取り組み状況についてですけれども、小学校では漢字検定、算数検定ともに学校が準会場となる検定試験は実施しておりません。ちなみに学校で把握している数値になりますけれども、漢字検定を個人で受験した児童は平成29年度から令和元年度の過去3年間で4名受験しています。4名とも合格しております。算数検定については、受験者はありませんでした。また、千代田中学校では、準会場として学校で実施しておりますが、平成29年度漢字検定準2級、これは高校生在学程度になります。から5級、小学校6年修了程度ですけれども、の受験者は130名、合格者57名、合格率44%となっております。数学検定、準2級、高校1年程度となっておりますけれども、5級が中学校1年生程度の受験者に関しましては、受験者は22名、合格者が19名、合格率は86%となっております。平成30年度では、漢字検定準2級から5級の受験生は受験者80名、合格者37名、合格率46%となっております。数学検定3級、これは中学3年程度になりますけれども、と4級、中学2年程度の受験者数は受験者15名、合格者12名、合格率80%となっております。令和元年度では、漢字検定準2級から5級の受験生は受験者73名、合格者30名、合格率41%となっております。数学検定準2級と3級の受験者数は受験者5名、合格者4名、合格率80%となっております。

なお、令和元年度は、漢字検定は年3回中2回、数学検定が年2回中1回のみ結果となっております。

以上のような結果、状況であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 取り組み状況についてのご答弁をいただきました。中学校におきましては、2階図書館のところに、ちょうどこの前、授業参観にお邪魔したときに5級から準2級までの数学の、数検の問題用紙が置いてありましたので、2分の1回と、令和元年度についてということでございますが、もうちょっと多くの方が受験をされているのかなというふうには感じていたのですが、ありがとうございます。こういう検定試験も活用しながら、本町が進める学力向上策との相乗効果が得られるよう進めていけたらいいのかなというふうにも感じております。

そこで、現状について少し確認をさせていただきますが、英検無償化によりまして、多くの生徒が英語検定を受験されているというふうに思います。受験をされている生徒さんが、受験に向けてであったり、試験の受験が終わった後、学習意欲や成績に変化が見られたのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問お答えいたします。

議員さんは、一中学生の保護者さんでもあるので、その辺はとても興味深いところなのかなんていうふうに思いますけれども、現状におきまして、中学生を対象とした英語検定料助成事業は、平成29年度から開始をいたしました。開始前の平成28年度と比べますと、開始後は受験者数が大幅に伸びており、無料化により英語検定に向けて自主学習する機会が増えたことで英語の成績に大きく影響していると考えられます。ただし、定期テストの内容が毎年異なるため、成績との相関を明らかにする検証データはなく、数値として捉えることは難しいと思いますが、今年の学力・学習状況調査の千代田中3年の英語の成績が全国平均を上回りましたので、成績は向上していると考えております。

以上でございます。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） 今、教育長さんの答弁の中にもございましたが、自主的にというところが大変大事なのかなというふうに思います。英検を受験するに当たり、自主的に勉強する、英語だけに限らず、どんな教科にいたしましても、本当に自主的に学べば楽しいのだと思うのです。また、3年生の全国学力・学習状況調査においては、成績の向上も見られたということでございます。毎年、試験の問題が違うというところで、比較ができないところもあるのだというふうに思いますが、やや成績も向上しているのではないかなと私は思っているところがございます。漢検、数検、算数検につきましても、これは本当に基礎中の基礎の学力でございます。こういう検定試験を受験することを通じて本町の児童生徒が自主的に学習に取り組む、そういった契機になることは非常に重要なことではないかなというふうに思っております。

そこで、現在実施している英検無償化のほかに漢字、数学、算数検定についても助成制度を設けてほしいというふうに考えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 漢検、数検に関して助成をしたらどうかということだと思っておりますけれども、質問にお答えいたしたいと思っております。

本町では、グローバル社会で活躍できる人材を育てていくために英語教育に力を入れてきました。具体的には、東西小学校における英語の教育課程特例校指定やALTの活用により、こども園から中学校まで切れ目のない学校教育に取り組んでおるところであります。

中学生の英語検定助成事業につきましては、その一環として実施してきました。これらの取り組みの結果、中学生の英語の学力向上が見られ、事業の成果が徐々にあらわれてきていると感じておりますが、これが英語検定助成事業だけでなく、本町の英語教育全体におけるさまざまな取り組みの成果であると捉えております。

ご質問の漢字検定、数学検定、算数検定の助成制度の拡充についてですけれども、子ども議会でも答弁したとおり、保護者負担のさらなる軽減が図られるほか、児童生徒の学習意欲の向上につながる

ものと思いますが、その検定料は町が負担することになりますので、新たな財源を確保する必要があります。町といたしましては、費用対効果など事業の有効性を検証しながら、今後前向きに検討してまいりたいと考えておるところであります。

最後になりますけれども、私見ですけれども、私個人としては、町長さんは町のために人財が大切だと言っています。これが基本だと言っています。そして、皆さんもそういうふうに言います。それは人を育てるのは教育しかありませんので、この方法は、私は非常に大切な方向であるというふうに個人的には考えておるところであります。

○議長（高橋祐二君） 1番、大澤議員。

○1番（大澤成樹君） ありがとうございます。私も英検を無償化したから英語の成績が上がったと、単純にそのようには思っておりませんが、その一つの効果として、子供たちが自学自習をするようになった。そういう姿勢が見られたというところが、本当に大事なのだろうというふうに思っております。

今うちは子供が中学1年生で、この前の授業参観のお話を先ほどさせていただきましたが、定期試験に勉強のやり方がわからないという子がまだいるのですよね。それなので、今これは算数検定のお話もさせていただいているのは、小学校のうちから、そういう自学自習の癖をつけていかないと、特に算数、数学というのは、積み重ねになっていますので、足し算、引き算ができない人は掛け算、割り算と先に進んでいけないのです。分数をやるにしても、掛け算、割り算ができないとだめだとかという積み重ねになりますので、早い段階から自学自習をする癖をつけていただく、その一環として、こういう取り組みも必要なのかなというふうに考えております。ぜひとも漢検、数検、また算数検定補助制度についてもご検討を重ねていただければというふうに思います。

各種検定につきましては、客観的な学習到達度の目安というふうにもなりますし、これは将来履歴書等にも記載できる資格でもあります。また、特に埼玉県の高校には多いのですが、一部の学校では英検のほか、漢検、数検も入試優遇措置として加点していただけるような学校もあるようでございます。そういった意味でも、子供たちの自信にもつながるのだろうというふうに思いますし、将来の道を開く、役に立つ検定試験であるのだろうと思っておりますので、多角的な観点からご検討を重ねていただければというふうに思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋祐二君） 以上で1番、大澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

9日月曜日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 3時12分）

令和元年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

令和元年12月9日（月）午前9時開議

- 日程第 1 議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
日程第 2 議案第36号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
日程第 3 議案第37号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 4 議案第38号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第4号）
日程第 5 議案第39号 令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第40号 令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 7 議案第41号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8 議案第42号 令和元年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 9 同意第 7号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大澤成樹君	2番	酒巻広明君
3番	橋本和之君	4番	大谷純一君
5番	森雅哉君	6番	川田延明君
7番	襟川仁志君	8番	小林正明君
9番	柿沼英己君	10番	細田芳雄君
11番	青木國生君	12番	高橋祐二君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一君
副町長	坂本道夫君
教育長	岡田哲君
総務課長	石橋俊昭君

財 務 課 長	柿 沼 孝 明 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君
健 康 子 ども 課 長	茂 木 久 史 君
環 境 下 水 道 課 長	栗 原 弘 明 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	坂 部 三 男 君
都 市 整 備 課 長	荻 野 俊 行 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	高 田 充 之 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	宗 川 正 樹 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 稔
書 記	荒 井 美 香
書 記	久 保 田 新 一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団における常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理の開始、及び同組合の組織団体である藤岡市における消防団員または消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理の開始、並びに同組合同規約別表に係る所要の規定の整備に当たり、組合同規約の変更を行うため、協議書の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第2、議案第36号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第36号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することを目的として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることになりました。

本案は、本町における会計年度任用職員制度の導入に当たり、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を設ける必要があるため、本条例の制定を提案するものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） それでは、議案第36号について詳細説明を申し上げます。

条例の提案理由については、先ほど町長から説明があったとおりでございますが、今回の会計年度任用職員制度によりまして、現在の本町における嘱託職員、臨時職員、パート職員がこの制度に移行するもので、待遇面での整備となります。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。議案書の制定文のほうをご覧いただきたいと思っております。

第1条では、この条例の趣旨として、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めることを規定しております。

第2条では、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与の種類及び支払い方法を定めるものでございます。なお、フルタイム会計年度任用職員は1週間当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間と同一の者をいい、パートタイム会計年度任用職員は1週間当たりの勤務時間が常勤職員の勤務時間より短い者をいいます。

第3条から第11条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めるものでございます。

第3条、第4条では、給料の決定について定めております。

第5条では、給料の支払い方法について、常勤職員の方法を準用することを定めるものでございます。

第6条では、勤務1時間当たりの給与額の算出方法及び給与の減額について定め、第7条では算出した給与額の端数処理について定めるものでございます。

第8条では、通勤距離が片道2キロメートル未満のものを除いた職員に対し、通勤手当として規定で定める額を支給することを定めるものでございます。

第9条では、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の支給は、常勤職員の例によることを定めるものでございます。

第10条では、期末手当について規定してありまして、任期が6カ月以上で6月1日及び12月1日に在職する職員に支給するものでございます。支給割合は各期0.725月分、年間の総支給割合を1.45月分とし、在職期間に応じて支給額を決定することを定めております。

第11条では、公務のための旅費について、常勤職員の例によることを定めるものでございます。

続いて、第12条から第21条までは、パートタイム会計年度任用職員の給与について定めるものでございます。

第12条では、報酬の額は月額、日額、時間額で定めるものとし、それぞれの報酬額の算出方法について定めるものでございます。

第13条では報酬の支給方法について、第14条では給与の減額について定めるものでございます。

第15条では、時間外勤務手当に相当する報酬の支給は再任用短時間勤務職員の例によること、第16条では休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する報酬の支給は常勤職員の例によることを定めるものでございます。

第17条では、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について定め、第18条では算出した報酬額の端数処理について定めるものでございます。

第19条では、パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の規定を準用することを定めるものでございます。

第20条では、通勤距離が片道2キロメートル未満のものを除いた職員に対して、通勤に係る費用弁償として規定で定める額を支給することを定めるものでございます。

第21条では、公務のための旅行に係る費用弁償は、常勤職員の旅費の例によることを定めるものでございます。

第22条では、給与から控除できるものについて、第23条では休職中は給与を支給しないことを定めるものでございます。

第24条では、職務の特殊性その他特別の事情を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員

の給与及び費用弁償については、任命権者が別に定めることを規定するものでございます。

第25条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することを定めるものでございます。

附則第1項でございますが、本条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

附則第2項では、経過措置として特別職非常勤職員または臨時的任用職員として任用されていたものが引き続き会計年度任用職員として任用された場合は、施行日の前日に受けていた賃金月額に達するまでの間、当該賃金月額の範囲内で給料または報酬を支給することを定めるものでございます。

別表では、会計年度任用職員の給料表といたしまして、会計年度任用職員の給料月額を常勤職員の給料表の1級に対応する号給の給料月額と同額とすることを定めるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） ちょっと確認のために教えていただきたいのですが、現在役場では正規職員さんが皆さんいらっしゃるって、臨時職員であるとか、嘱託職員だとか、フルタイム職員だとか、パートタイム職員だとかといっぱい違った形でというか、あると思うのですが、現在どのような種類の雇用形態がなされているのか。そのそれぞれが月給制なのか時給制なのか、あるいは共済保険とかの補助を受けているのか、あるいは個々で払っているのか、職制によって違うかと思うのですが、その辺の何種類あって、どういう運用をされているのかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

現在町のほうの職員なのでございますけれども、当然正職員という身分がございます。そのほかに、臨時職員ということがございます。これが月額の給料ということになっているのでございますけれども、そのほかにパート職員というのがいるのでございますけれども、これが時間がそれぞれの、主にこども園が多いのでございますけれども、早出遅番等に対応したりするために時間が短い方が多いかなという状況です。

それと、嘱託職員というのがございます。この嘱託職員が特別な方というか、資格を持っている方とかなのでございますけれども、この辺がこども園の方だとか、渡船の船頭さんだとか、あとは役場の1階におります安全安心保安員の方というのがこの辺に該当してきます。臨時だとかその辺の職員、パート職員、嘱託職員を含めまして、雇用保険だとか、その辺は入っているような状況になっております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君）　　という、例えば役場で採用されている中でパートさん、短いパートさんであるとかという場合には、共済だとか入っていないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋祐二君）　石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君）　短い時間のパート職員の方については、入っていないということになります。

　　以上です。

○議長（高橋祐二君）　　4番、大谷議員。

　　　　　　　　　　　　[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君）　　1日8時間、役場ではもっと短かったのでしたっけ、普通の企業ですと8時間ですけども、その何時間というくくりでの、これ以上は共済入れる、これ以下は入れないというくくりというのは、何時間の縛りになっていますでしょうか。

○議長（高橋祐二君）　　暫時休憩します。

　　　　　　　　　　　　休　　憩　　（午前　9時18分）

　　　　　　　　　　　　再　　開　　（午前　9時19分）

○議長（高橋祐二君）　　休憩を閉じて再開いたします。

　　石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君）　　済みませんでした。1日7時間45分というのが正職とかの勤務時間になっているのですが、今ちょっと確認したところ週20時間の勤務時間以上の者は入っていて、それ以下の者は入っていないと、そういうくくりでございます。

　　以上です。

○議長（高橋祐二君）　　ほかに質疑はありませんか。

　　9番、柿沼議員。

　　　　　　　　　　　　[9番（柿沼英己君）登壇]

○9番（柿沼英己君）　　おはようございます。先日全協のときに、臨時職員、フルタイム、パートの方、約2,000万円ほど上がると、かかるというふうなお話でした。働く人にとってはやる気がアップして、モチベーションが上がって一生懸命やってもらえるということで、いいことだと思います。また、経済にとっても購買力が上がるということで、大変よいことだと思うのですが、経営者の視点から考えればコストがアップするということで、いかに生産性を上げるか、あるいは仕事のやり方を変えて生産性を上げるということが大きな課題になると思うのですが、これからそういった対策を具体的にやっていただきたいのですが、具体的にどんなことを考えているのかお聞きします。

○議長（高橋祐二君）　　石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君）　　現在臨時、パートさんにつきましては、正職の仕事がもちろんあるわけ

なのですけれども、それを補助的にやっていただくというような位置づけになっているのですけれども、今回の会計年度任用職員となったときに、名前のとおり年度ごとの契約ということになってきます。それで、条例の中にもあるのですけれども、ボーナスのほうも支給されるということになってきますので、やっぱりそれなりに仕事のほうは、今以上に責任を持った中でやっていただくようなことを考えております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 9番、柿沼議員。

[9番（柿沼英己君）登壇]

○9番（柿沼英己君） 根本的な仕事のあり方とか、再度見直しが必要だと思うのですけれども、その点についてはどのように考えているのかお聞きします。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 今議員のご指摘のように、まず1.45月を年間として、これから2,000万強の給与が増になってくるという状況です。もちろん経営というか、責任ある立場として、今まで以上の活躍をしていただかななくてはならないと。ほかの群馬県の全体を見ますと、一発でどんと上げていく方もおります。その中で、我が千代田町におかれましては、段階を踏んで少しずつ上げていこうという状況も、いろいろ相談した中で、後者のほうの段階を踏んで幾らか上げていこうという状況で進んでおります。

町の財政の状況とかいろいろ考えていく中で、そのような結論に至ったのですけれども、ではその人たちにどのような仕事の内容というか、今まで以上のことをやっていただく。先ほど総務課長のほうから答弁もあったのですけれども、もちろん働き方改革とかいろいろある中で、それを勘案した中で今まで以上に頑張っていたいただくのは、もちろん先ほど議員が述べたように、それをすることによって、今回上げることによってモチベーションを上げていくという状況ですから、それはおのおのの考え方で、もちろん今まで以上頑張っていたいただくにはならないというふうには私考えております。

更に、これは来年度からの話ですから、その話をこれから臨時職員を初め、そういうお話を再度私のほうから訓示させていただきたいと、こう考えております。要は働く場所、根底にあるのは町民のためですから、働いている我々職員は。私もそうです、町民のために皆さんから預かった税金で働いているわけですから。そういう認識を再認識していただいて、町民に奉公するという気持ちで、よく言っているのが行政は最大のサービス業だということですから、町民目線でそのところを更に今まで以上に強化をしながらやっていきたいと、こう考えております。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 千代田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第3、議案第37号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第37号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定が令和元年8月に人事院より勧告され、11月に国会において法改正が行われたことを踏まえ、本町においても国の人事院勧告及び群馬県の人事委員会勧告に準じた給与改定を実施するため、千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

また、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び千代田町特別職の職員の給与等に関する条例についても、期末手当の支給割合が職員の給与条例に準じているため、支給割合の改定を行うものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 石橋総務課長。

○総務課長（石橋俊昭君） それでは、議案第37号について詳細説明を申し上げます。

令和元年人事院勧告により、民間給与との格差是正のため給与引き上げなどが勧告されたことを受け、11月に国会で法律が改正され、国家公務員の月例給、勤勉手当の引き上げなどが行われることに

なりました。また、群馬県では国家公務員の給与改定を受け、県人事委員会勧告に沿った改定を行う予定となっております。本町では、これまでも国、県の改定に準じて給与改定を実施してきたことを踏まえ、今回所要の改正を行うこととしたものでございます。

具体的な改正点については、お手元の議案第37号資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきますと思います。

資料の1ページ、改正条文第1条関係でございますが、千代田町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第18条第2項でございますが、勤勉手当の支給率を規定しております。同項第1号でございますが、一般職員の支給割合を0.975月分に、これは課長職が該当となります。特定幹部職員の支給割合を1.175月分に改めまして、本年度の総支給割合を一般職では1.9月分、特定幹部職員は2.3月分とするものでございます。

2ページから7ページまでにつきましては、職員の給料表を改定するものでございます。改定後の給料表につきましては、国家公務員の給料表に準拠しております。

8ページをお願いいたします。改正条文第2条関係の職員の給与条例の改正でございます。第8条の3第1項でございますが、住居手当の支給となる家賃月額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げるものでございまして、第2項では住居手当の月額の上限を1,000円引き上げるものでございます。

次に、第18条第2項でございますが、9ページをお願いいたします。第1号では、改正条文第1条において行った勤勉手当の引き上げ改定により、令和元年度における6月期と12月期の支給割合が異なった割合となるため、令和2年度以降の6月期と12月期の支給割合を平準化しまして、一般職では0.95月分、課長職では1.15月分に支給割合を改めるものでございます。

第19条の3でございますが、会計年度任用職員制度創設に伴う規定を整備するものでございまして、会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償については、別に条例で定めることを規定するものでございます。

10ページの改正条文第3条、改正条文第4条関係の千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、11ページの改正条文第5条、改正条文第6条関係の千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の改正につきましては、それぞれ期末手当の総支給割合が職員の期末勤勉手当の総支給割合と同割合となっていることから、令和元年12月期の支給に関する期末手当を2.225月分から2.275月分に改め、職員と同様に0.05月分引き上げるものでございます。また、令和2年6月期からの支給割合につきましては、職員の勤勉手当支給割合の平準化と同様に、期末手当支給割合の改正を行うものでございます。

それでは、改正条文に戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思っております。施行期日につきましては、附則第1条第1項で公布の日からとしておりますが、令和2年度以降の手当の改正規定

でございます第2条、第4条、第6条につきましては令和2年4月1日より施行いたします。

第2項では、改正文第1条中の給料表の改正の規定を平成31年4月1日から適用するものでございます。

第3項では、改正文第1条中の勤勉手当の改正規定、第3条及び第5条による改正規定を令和元年12月1日から適用するものでございます。

改正附則第2条では、遡及適用により生じた給与等の差額について支給ができるよう、給与等の内払いについて規定をしております。

改正附則第3条では、改正文第2条による住居手当の改正に伴い住居手当の月額が2,000円を超える減額となる職員につきまして、1年間所要の経過措置を行うものでございます。

改正附則第4条では、条例の施行に関し必要な事項を規則へ委任することを規定するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、議案第38号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第38号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億298万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,864万3,000円とするものであります。

それでは、補正の概要について申し上げます。

最初に、歳入であります。事業費の増加などにより総務費、民生費及び農林水産業費の国庫支出金及び県支出金について追加いたします。

また、寄附金ではふるさと応援寄附金を追加するとともに、繰入金においても後期高齢者医療特別会計及び公共施設建設基金からの繰入金を追加いたします。

歳出では、総務費において館林地区広域公共路線バス運行等負担金を追加いたします。また、ふるさと応援寄附金の謝礼等を追加するとともに、住民基本台帳ネットワーク事業費を追加し、個人番号カードの申請方法の拡充を図ります。

民生費では、各事業において利用者等の見直しを行うとともに、国庫支出金の精算に伴う返還金を追加するものであります。

衛生費では、太田市外三町広域清掃組合の負担金を減額いたします。

農林水産業費では、クビアカツヤカミキリムシ対策のため1市5町で構成しております協議会への負担金を追加するとともに、土木費でも都市計画道路延伸事業に伴う物件補償費を追加いたします。

教育費では、中学校及び集会所の施設改修工事等について追加を行うものであります。

詳細については財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 柿沼財務課長。

○財務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第38号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第1条でございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長の提案理由の説明があったとおりでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては右側説明欄をもとに主なものを説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の5節障害児施設措置費等負担金に59万6,000円を追加いたします。これは、障害児の社会生活への適応などの発達支援を目的に交付されるものですが、対象者の増が見込まれることから1名分を追加いたします。なお、事業費の2分の1が国から交付されるものでございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では、2 節社会保障・税番号制度補助金に5万3,000円を追加いたしますが、マイナンバーカードの交付促進のためタブレット端末などの購入費など、事務費として補助されるものでございます。

15款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金では、4 節後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金を33万1,000円減額いたします。これは、低所得者等に対する保険料軽減分について4分の3が交付されるものですが、当初の見込みより対象者が減少したことが主な要因となっております。

6 節障害児施設措置費等負担金では、先ほどの国庫負担金と同様に対象者の増によるものでございますが、事業費の4分の1が県から交付されるものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。15款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金の3 節林業費補助金にぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金を66万8,000円追加いたします。これは、ぐんま緑の県民基金を財源に市町村の提案事業に対して交付されるものでございますが、当初予算では毎年実施しております森林体験ツアーに対する補助金を見込んでおりましたが、新たにクビアカツヤカミキリムシ対策のため、樹幹注入用薬剤の購入費用についても交付対象となったことから追加するものでございます。

17款1 項寄附金、3 目1 節ふるさと応援寄附金を追加いたしますが、実績により増収が見込まれることから3,837万3,000円を追加いたします。

18款繰入金、1 項特別会計繰入金、2 目1 節後期高齢者医療特別会計繰入金に73万9,000円を追加いたしますが、前年度県連合会へ支払った共通経費分の負担金について、精算による返還が県連合会よりあったことから、後期高齢者医療特別会計より一般会計へ戻すものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。2 項基金繰入金、3 目1 節公共施設建設基金繰入金には6,000万円を追加いたしますが、都市計画道路整備事業及び延伸事業に係る財源として繰り入れるものでございます。

20款諸収入、4 項3 目3 節雑入に252万7,000円を追加いたします。これは、前年度の後期高齢者医療療養給付金の精算による返還金を追加するとともに、施設命名権料では今年度導入いたしましたネーミングライツ契約に基づく令和元年度分の収入額を新たに計上いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。なお、ほとんどの項目におきまして人件費の補正を行っておりますが、主に人事院勧告に基づく補正でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次のページ、16ページ、17ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項総務管理費、5 目企画費に館林地区広域公共路線バス運行等負担金を200万円追加いたしますが、これは館林邑楽千代田線のバス車両においてエンジンの不具合が頻発していることから、中古バス車両を購入するため本町分の負担金を追加するものでございます。

11目まち・ひと・しごと創生事業費の移住者住宅取得費等補助金に140万円を追加いたします。こ

れは、補助対象者の増加が見込まれることから6世帯分を追加いたします。

また、すぐ下になりますが、ふるさと応援寄附金制度充実事業に2,500万円を追加いたしますが、歳入の項目でも申し上げたとおり寄附金の増収が見込まれることから、返礼品代、郵送料、募集サイトへの手数料など、記載の金額を追加させていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民登録費では、住民基本台帳ネットワーク事業に5万3,000円を追加いたしますが、こちらも歳入の項目でも申し上げたとおりマイナンバーカードの交付促進のため、出張申請受け付け用のタブレット端末等の購入費として追加いたしますが、全額が国から補助されるものでございます。

下段、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費に国庫支出金等精算返還金として853万6,000円を追加いたしますが、これは平成30年度の障害児入所給付費等国庫負担金において実績が見込みより下回ったため、国及び県へ返還するものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。障害児施設措置事業として、児童発達支援扶助費を119万2,000円追加いたします。こちらも歳入の項目でもご説明したとおり、障害児の日常生活における基本的な動作や知識、技能の付与など、社会生活への適応を図るため支援を行うもので、1名分の利用者を見込み追加するものでございます。

3目高齢者福祉費では、介護保険特別会計への繰出金及び後期高齢者対策事業の補正を行っておりますが、特に下から2段目でございますが、後期高齢者の療養給付負担金については給付費の増加が見込まれることから、町の負担分となる1,438万3,000円を追加いたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、一般経費に償還金を326万円追加いたしますが、平成30年度の子ども・子育て支援交付金について実績が見込みより下回ったことから、返還が生じたものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。4目児童福祉施設費の下段になりますが、子どものための教育・保育実施事業について補正を行っておりますが、保育園的広域入所利用者が見込みより少なく、一方幼稚園的利用者が見込みより多かったことから、広域入所児童保育実施委託料を減額し、施設型給付費については追加するなど、予算の組み替えを行ったものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費の備品購入費では、畜犬の管理を行っているパソコンの入れかえを行うため備品購入費を20万円追加いたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。2項清掃費、1目塵芥処理費では、太田市外三町広域清掃組合負担金が確定したことから、1,026万7,000円を減額いたしますが、不燃ごみ処理委託料ではガラス、陶磁器の処理量の増加が見込まれることから68万7,000円を追加いたします。

28ページ、29ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費には、クビアカツヤカミキリムシ対策のため1市5町で構成しております邑楽館林地域の対策協議会へ負担

金を140万円追加いたします。

次の2項林業費、1目林業総務費では、財源補正となっております。この項目では、ぐんま緑の県民基金を財源とした森林体験ツアーの事業費を計上しておりますが、この歳出については変更はございません。歳入では、ぐんま緑の県民基金を財源とした県補助金が確定したことから、10万9,000円を減額し、財源の補正を行っております。

また、先ほど歳入の項目で申し上げたとおり、ぐんま緑の県民基金を財源とした同補助金が今年度本町が行うクビアカツヤカミキリムシ対策のため、樹幹注入等の事業に対し新たに交付されることとなったことから、上になりますが、先ほどの3目の農業振興費へも県支出金として財源を充当させていただいております。

30ページ、31ページをお願いいたします。下段になりますが、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に街路樹の剪定手数料を77万8,000円追加いたしますが、これはおもてなしマラソンの実施会場となる東部運動公園周辺の高木を剪定するものでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。3目道路新設改良費の都市計画道路整備事業では、都計道の開通を目指し構築物及び区画線などの安全対策を施すため、工事請負費を3,000万円追加するとともに、その下でございしますが、市町村道路整備事業でも都計道延伸事業に係る物件補償費を3,330万円追加するものでございます。

ページは飛びまして、36ページ、37ページをお願いいたします。中段になりますが、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費でございしますが、中学校の理科室において照度が不十分であることから、照明器具のLED化を行うため施設改修工事を48万4,000円追加いたします。

38ページ、39ページをお願いいたします。4項社会教育費、2目人権教育費では、大日の集会所において玄関及び台所部分において雨漏りが発生していることから改修工事を行うため、187万円を追加いたします。

また、3目文化財保護費でも埋蔵文化財試掘調査箇所が当初見込みより増えたことから、3カ所分でございますが、30万3,000円を追加いたします。

ページが飛びまして、42ページ、43ページをお願いいたします。最後に、14款1項1目予備費を974万6,000円減額いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、44ページから46ページにわたりまして、人件費の補正に伴う給与費明細書も添付をさせていただきます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） 都市計画道路の費用なのですけれども、3月開通の部分に関して土地の買収少しあったと思うのですけれども、その辺はこれ入っているのか、解決されたのかと、今度新しくまた道路が延伸の部分、その辺は図面引いたりとか、そういう費用とかも入ってくると思うのですけれども、その辺入っているのかをちょっと聞きたいのと、あと39ページの文化財保護事業の3カ所というところを教えてくださいませんか。

○議長（高橋祐二君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） ご質問にお答えいたします。

まず、都市計画道路の関係ですけれども、若干まだ未買収の方がいらっしゃるのですが、先方のご都合とありますので、なかなかちょっと解決にはまだ至っていないのですが、そういったその部分の今年度工事費については、含まれた金額となっております。

それから、延伸事業についてなのですけれども、延伸事業につきましては特に工事費関係は入ってなくて、今新たに延伸の交渉に入っているところなのですけれども、やはり持ち金がないと交渉に進めない中で、なかなか地元の方も協力的な方もいらっしゃいますので、そういった部分もありまして、今回補償費を追加するものでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

文化財の整理事業の中の試掘調査の場所ですけれども、新福寺地内が2カ所確定しておりまして、もう一カ所、今後その周辺で見込まれることから、3カ所分を追加させていただいております。

以上です。

○議長（高橋祐二君） 5番、森議員。

[5番（森 雅哉君）登壇]

○5番（森 雅哉君） 宗川局長、その3カ所のどういうものなのかというのは、もう少しお聞きすることってできるのでしょうか。

○議長（高橋祐二君） 宗川教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宗川正樹君） ご質問にお答えいたします。

どういう箇所かということなのですが、新福寺地内の包蔵地の部分で、例えば太陽光であったりとか、そういった場合その包蔵地を一度試掘をいたしまして、そこに文化財等があるかどうか確認する必要がございますので、その調査費ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

3番、橋本議員。

[3番（橋本和之君）登壇]

○3番（橋本和之君） 項目的には31ページなのですがけれども、街路樹の剪定手数料のところがございます。このところではないのですが、台風19号が来たときに災害協定で業者の方が出動されたと思うのですが、そのときに木が倒れたりとか、倒れそうになったところを剪定したとかというのがなかったのか、どのようなお支払いをしたのか、ここにもしあるのであれば入ってくるのかなと思っていたのですが、どのようになっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（高橋祐二君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員のご指摘のように、台風19号の関係の予算は今回の街路樹の剪定には含まれておりません。また、若干あったのです。本当に数本業者のほうから報告ありまして、これは年間管理を行っている業者のほうが大体そこを見て、パトロールしていただいたのですが、これは予算を取るのではなくて、年間管理の経費の中で対応していただこうと、このようなことで対応させていただきました。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 令和元年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時04分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第5、議案第39号 令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第39号 令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に299万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,556万1,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入については国庫補助金等を追加し、歳出では総務費及び諸支出金を追加するものであります。

詳細については住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第39号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりましてご説明したいと思いますので、7ページ、8ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、3款1項2目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、オンライン資格確認等の導入に伴いますシステム改修を行います。その全額を補助金としていただくものでございます。

その下の3目の国民健康保険制度関係業務事業費補助金では、在留資格等の連携項目追加にかかわるシステムの改修が必要となりましたが、その費用の全額を受け入れるものでございます。

次に、6款1項1目の一般会計繰入金ですが、職員人件費及び事務費の見直しによりまして4万7,000円を追加するものでございます。

また、8款2項3目の一般被保険者返納金では、見込み額に伴いまして70万円を追加するものでございます。

次に、めくっていただきまして、9ページ、10ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目の一般管理費では、職員人件費5万円を追加するほか歳入の国庫補助金でご説明をさせていただきましたが、オンライン資格確認等の導入に伴うシステムの改修委託料209万円と、在留資格等の連携項目追加にかかわりますシステム改修委託料15万4,000円の合わせて224万4,000円を追加するものでございます。

その下をご覧くださいまして、3項1目の運営協議会費では、非常勤職員公務災害補償組合負担金が確定をいたしましたことから減額するものでございます。

おめくりいただきまして、11ページ、12ページをお開き願いたいと思います。8款1項1目の一般被保険者保険税還付金では、過年度分の保険税還付金が当初見込みよりも伸びていますことから、70万円を追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 令和元年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第6、議案第40号 令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第40号 令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から5万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,187万8,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、保険基盤安定繰入金及び繰越金の額が確定したことにより、それぞれ減額するものであります。また、雑入では、後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金の確定により、追加するものであります。

次に、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定繰入金額が確定したことにより、減額するものであります。他会計繰出金では、後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金を一般会計へ繰り出すものであります。また、予備費では、収支の均衡を図るために減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 令和元年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第7、議案第41号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第41号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,666万2,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、職員人件費の見直しに伴う職員給与費等繰入金を追加するものであります。

また、歳出については、総務費及び地域支援事業費について、それぞれ職員人件費を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 令和元年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第8、議案第42号 令和元年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第42号 令和元年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ2億3,759万円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では一般会計からの繰入金を追加し、歳出において職員人件費に不足が生じるため、所要の額を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 令和元年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第9、同意第7号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（高橋祐二君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第7号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員である増田秀紀氏が令和2年2月11日をもって任期満了となりますことから、引き続き教育委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

増田氏は、平成19年から5年間、子ども会育成会本部役員、会長を務められ、また現在有限会社増

田造花製作所の代表取締役として葬祭事業会社を経営されております。

教育委員としては、平成29年2月12日より活躍いただいております。同法律によって委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないと規定されていることから、保護者としての観点からも的確なご意見をいただいております。増田氏は、人格も高潔で信頼も厚く、豊かな見識をお持ちであり、今後も本町の教育行政の発展にご尽力いただける適任者でありますので、引き続き委員に再任いたしたく提案するものであります。

なお、任期は令和2年2月12日から4年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第7号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（高橋祐二君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから12日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、12日まで休会といたします。

なお、あす10日火曜日は総務産業常任委員会、11日水曜日は文教民生常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（高橋祐二君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時36分）

令和元年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和元年12月13日（金）午前9時開議

（その1）

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

日程第 3 委員長報告 令和元年 請願第1号

前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出を要請する
請願書

（その3）

日程第 4 発議第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	大	澤	成	樹	君	2番	酒	巻	広	明	君
3番	橋	本	和	之	君	4番	大	谷	純	一	君
5番	森		雅	哉	君	6番	川	田	延	明	君
7番	襟	川	仁	志	君	8番	小	林	正	明	君
9番	柿	沼	英	己	君	10番	細	田	芳	雄	君
11番	青	木	國	生	君	12番	高	橋	祐	二	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	高	橋	純	一	君	
副	町	長	坂	本	道	夫	君

教 育 長	岡 田 哲 君
総 務 課 長	石 橋 俊 昭 君
財 務 課 長	柿 沼 孝 明 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君
健 康 子 ども 課 長	茂 木 久 史 君
環 境 下 水 道 課 長	栗 原 弘 明 君
経 済 課 長 兼 会 長 農 業 委 員 長 事 務 局 長	坂 部 三 男 君
都 市 整 備 課 長	荻 野 俊 行 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	高 田 充 之 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	宗 川 正 樹 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 稔
書 記	荒 井 美 香
書 記	久 保 田 新 一

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（高橋祐二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議員派遣の件

○議長（高橋祐二君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（高橋祐二君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長（高橋祐二君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○委員長報告

○議長（高橋祐二君） 日程第3、委員長報告、令和元年請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での

労働審判実施を求める意見書提出を要請する請願書についてを議題といたします。

請願審査報告書については配付されているとおりですが、これより総務産業常任委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員長、柿沼議員。

[総務産業常任委員長（柿沼英己君）登壇]

○総務産業常任委員長（柿沼英己君） おはようございます。委員長報告を申し上げます。

令和元年請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出を要請する請願書につきまして報告いたします。本請願は、弁護士、大塚氏より提出されたものであり、今12月定例会におきまして、総務産業常任委員会に付託されたものでございます。去る10日に委員会を開催し、紹介議員である大澤議員から請願の趣旨等について説明をいただくとともに、委員による慎重な審査を行いました。

請願の趣旨といたしましては、裁判所において労働者と使用者との間の民事に関する紛争を解決するための手続である労働審判は迅速な紛争解決手段として評価が高い制度であります。ところが、現在群馬県内において前橋市にある前橋地方裁判所本庁のみで労働審判が行われております。前橋地方裁判所太田支部管内は人口も多く、工業出荷額も北関東ではトップであり、日系ブラジル人を含めた外国人労働者の割合が高いことから、解決すべき労働問題が多く発生しております。2016年度の総合労働相談コーナーにおける総合労働相談件数は、太田総合労働相談センターにおいて1,218件であり、本庁所在地である前橋総合労働相談センターの相談件数845件をはるかに上回っており、前橋地方裁判所太田支部においては、前橋地方裁判所本庁に匹敵する労働審判の需要が見込まれているところであります。しかし、前橋地方裁判所太田支部管内から前橋地方裁判所本庁への移動は片道1時間半以上かかることから、労働審判実施の必要性が高いにもかかわらず、距離的、時間的負担から評価の高い労働審判制度を利用しにくい状況にあります。そのため、前橋地方裁判所太田支部において労働審判手続の実施を求める意見書を関係機関へ提出いただきたい旨の請願であります。

慎重審議の結果、委員からは、紹介議員の説明に納得したので、賛成するという意見があり、委員会として前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出を要請する請願を願意妥当と判断し、全委員賛成をもって採択すべきとの結論に達したものであります。

以上、採択に当たっての説明を申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋祐二君） 報告が終わりましたので、本件について総務産業常任委員長に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

4番、大谷議員。

[4番（大谷純一君）登壇]

○4番（大谷純一君） 委員長報告の趣旨はわかりましたが、どのような理由で太田支部でその受け

付けがなされていないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋祐二君） 柿沼委員長。

[総務産業常任委員長（柿沼英己君）登壇]

○総務産業常任委員長（柿沼英己君） 労働審判の申し立て手続は、どの裁判所で行うのかということですが、労働審判手続の申し立ては、相手方の住所、営業所、事務所の所在地や労働者が働いている事業所の所在地などを担当している地方裁判所、当事者が合意で定める地方裁判所のいずれかに対して行います。

なお、これまでの労働審判事件を取り扱っていた各地方裁判所本庁、東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に加え、平成29年4月からは、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部及び広島地方裁判所福山支部においても労働審判事件を取り扱っております。

以上のように、本来は各地方裁判所の本庁で行っていたのですが、最近はそういう労働審判も地方において支部でも扱えるのが広がっているということでございます。

以上です。

○議長（高橋祐二君） ほかに質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、採択に対する反対討論はありますか。

[[なし]という人あり]

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員会報告は採択であります。令和元年請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出を要請する請願書について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、請願第1号は採択と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時11分）

再 開 （午前 9時12分）

○議長（高橋祐二君） 休憩を閉じて再開いたします。

○日程の追加

○議長（高橋祐二君） この際、お諮りいたします。

ただいま配付いたしました案件について、議事日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋祐二君） 日程第4、発議第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（高橋祐二君） 提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、柿沼議員。

〔9番（柿沼英己君）登壇〕

○9番（柿沼英己君） 発議第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先ほどの請願の趣旨でも申し上げましたが、前橋地方裁判所太田支部においては、前橋地方裁判所本庁に匹敵する労働審判実施の必要性が高いにもかかわらず、距離的、時間的負担から労働審判制度を利用しにくい状況にあります。そのため、評価の高い労働審判の手続が前橋地方裁判所太田支部においてもなされるよう、前橋地方裁判所太田支部での労働審判手続の実施を求めるものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（高橋祐二君） 説明が終わりましたので、提出者に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋祐二君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（高橋祐二君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は可決されました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（高橋祐二君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。令和元年第4回議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今月6日の開会以来、本日まで8日間にわたり、ご提案申しあげました全ての案件につきまして原案どおりご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、今定例会初日の一般質問では、防災を始め教育や保育など住民福祉の向上に関する意見やご提言をいただきました。加えまして、任期満了が近づく中で、私の公約と今後の決意に関する質問もありました。その際に、まだまだやらなければならないことがあり、2期目に挑戦する決意を表明させていただきました。

人口の年齢構造が変わり、本町の高齢化率も30%に極めて近い数字となっております。こうした中、増加傾向にある高齢者のひとり暮らしや高齢ドライバーの交通事故対策など現代を象徴する課題も表面化しており、時代のニーズに合った施策展開をしていかなければならないと感じております。

現在、本年度予算の編成作業を行っているところでありますが、現場主義を貫くために、工事要望箇所や改修が必要な施設などへも積極的に足を運び、自分の目で状況を把握することに努めております。来週からは予算査定が始まります。限られた予算でありますので、町に必要な事業の選別をし、予算の集中と選択を実行してまいりたいと考えております。

さて、令和の幕あけとなった今年を振りかえる中で、先月29日に元内閣総理大臣中曽根康弘さんが101歳の生涯を閉じたことも時代の流れを強く感じた出来事でありました。改めて心からご冥福をお祈り申し上げます。偉大な政治家であった中曽根康弘さんは、戦争経験から愛国心を重んじ、常に国家のことを案じて、まさにその生涯を国家の発展のためにささげた方であったと思います。

また、災害の多かった年でもありました。本町でもレベル5で避難勧告を発令いたしました。地球温暖化の影響もあり、異常気象で台風も大型化をし、今後も19号並みの台風は、1年に1回、もしくは2回ぐらいは来る状況となっております。そのようなことを想定しながら、町としてもいろいろ今後の対策を考える必要があると考えております。

間もなく新たな年を迎えることとなりますが、私も気を引き締め、千代田町の発展のために全身全霊をささげる所存であります。迎える令和2年が町民の皆様が幸せな毎日を積み重ねていけるよう、

ハードルを上げ、町民目線のまちづくりに全力を尽くしてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。議会と町民、行政とワンチームでスクラムを組み、幸福度を上げていこうではありませんか。

結びに、年末を迎え、何かとお忙しい時期かと存じますが、穏やかに新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（高橋祐二君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6日から本日までの8日間にわたり、令和元年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位には、上程された諸議案に対し終始熱心にご審議賜り、上程されました案件も滞りなく議了いたしましたことに対し、心からお礼申し上げます。

今定例会においては、8名の議員による一般質問や、町長提案の条例改正、補正予算など、十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。

今年を振り返りますと、何といたっても各地で激しい雨を降らせ、甚大な被害をもたらした台風19号の上陸については、語らずにはいられないところです。特に関東甲信越地方と東北地方においては記録的な豪雨をもたらし、各地で河川の氾濫や土砂崩れなどを引き起こしました。本町でも、新谷田川放水路の越水により、床上浸水や床下浸水などの被害が発生しました。また、利根川においても水位が上昇し、氾濫注意水位に達し、本町でも初めての経験となる災害救助法が適用のレベル5が発令され、これらにより町内に設置された7カ所の避難所に多くの町民が避難を余儀なくされました。今回の災害によりまして、一人一人が自分の命は自分で守るという防災に対する意識を更に再認識したところであります。

また、議会におきましては、今年で7回目となる議会報告会や団体との意見交換会を実施し、議会の活動報告や町民皆様からのご意見を伺いました。今後も、より開かれた議会となるよう、町民の声を町政に反映させる議会運営に努めてまいります。

今年で3回目となる子ども議会も開催することができました。町長始め執行部の方々には、千代田町の未来を担う中学生の貴重な意見に耳を傾けていただき、ご協力のほど感謝申し上げます。ありがとうございました。

年が明けますと、おもてなしマラソンも予定されております。たくさんの方々にご来場いただけるよう、議員一同一体となり、昨年以上に協力していきたいと思います。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びになりますが、今年も残すところあとわずかとなります。皆様方におかれましては、ご健勝に

て新年を迎えられますことを心よりご祈念申し上げ、令和元年第4回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時29分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和2年 月 日

千代田町議会議長 高 橋 祐 二

①署名議員 小 林 正 明

②署名議員 柿 沼 英 己